

### 第三章 諸本の系統的關係

本節の目的

#### 第一節 諸本の比較

古本節用集諸本の系統的關係を明にせんとするには、主として比較研究に依らなければならぬ。故に、本節に於ては、卷冊數、部數、附錄、門立て、所收の語等の各項に就いて、あらゆる諸本を比較し、此等の事項の諸本に於ける異同を檢し、其の異同の生じた所以を考へ、次節以下に於て、諸本の一々に就いて其の系統的關係を明にする準備をなさうとするのである。

今、通覽に便する爲、諸本の名と其の特徵の要點とを列記すれば、附表第一の如くである。

##### 一 卷冊數

古本節用集の諸本中、明に巻を分つたものは、易林本、類枳園本、天正十八年本及び森氏本であつて、何れも上下二巻に分ち、ヤ部以下を

諸本に於ける卷冊の比  
較

下巻としてあるが、猶、巻を分たずして冊を分つたものは他にもある。今、此等の卷冊數と、第二冊(又は第二巻)以下の各卷冊の最初の部名とを列舉すれば、次の如くである(零本であるものは、前冊の最後の部名によつて次冊の最初の部名を推定して擧げる)。

		冊(巻)數	第二冊(巻)	第三冊	第四冊	第五冊	第六冊	第七冊	第八冊
			最初の部名						
第一類	弘治二年別本	二	ノ						
同	永祿十一年本	二	マの牛						
同	圖書寮零本	零一	ラ						
第二類	和漢通用集	八	チヨラヤ?						
同	村井本	零一	ヤ?						
同	兩足院本	二	チヨラヤアエ附錄						
經亮本		零七	ニ	チヨウ					
五辻本		二	ヤ	ウ					
第三類	枳園本	二卷	ヤ	エの牛シ					
第六類	天正十八年本	二卷	ヤ	スの牛?					

同 慶長十二年本

黒川本 番一 ヤ?

同 森氏本 第一卷 ヤ

第九類 易林本類(四本) 第二卷 ヤ

以上十八本の外なる九本は、何れも一卷一冊である。

右に挙げた諸本の内、弘治二年別本は弘治二年本が原本であつて、もとの一冊を二冊に分つたもの、永祿十一年本も、其の跋によれば、原本なる草間氏の所蔵本は一冊であつたものゝ如く、五辻本も、もと一冊であつたのを濫に分綴したものであるべき事、既に其の解題の條に説いた如くである。故に、此等の諸本は、皆、一卷一冊を以て其の本來の面目とするのであるから、之を除き去れば、殘る所は

諸本の卷冊  
の分ち方

- (一) 附錄と共に八冊の和漢通用集  
(二) ラ部以下を下冊とした、多分、二冊の圖書寮零本  
(三) ヤ部以下を下冊とした二冊(又は二巻)の村井本以下の十三本

の三種となるのである。中にも、(三)は天正十八年本類の諸本、易林本類の諸本、枳園本及び増刊本、并に永祿二年本類に属する村井本、兩足院本及び經亮本を含み、其の範圍が甚廣い。(二)の圖書寮零本も、(三)の村井本以下の諸本も、冊數は共に二冊であるけれども、第二冊(又は第二卷)は、前者はラ部で始まり、後者はヤ部で始まつて、互に一致しない。之を和漢通用集に比較するに、圖書寮零本の第二冊の初は和漢通用集の第四冊の初と同じく、村井本以下の第二冊の初は其の第五冊の初に一致する。然らば、和漢通用集の如く本文を七冊に分つた方が根本であつて、圖書寮零本は、其の第三冊以上を併せて上冊とし第四冊以下を併せて下冊としたもの、村井本以下は、其の第四冊以上を上冊とし第五冊以下を下冊としたものと解すべきかといふに、必しもさうでない。和漢通用集の各冊所收の部名は

第一冊 いろはにほへと

第二冊 ちりぬるをわか

第三冊 よたれそつねな

第四冊 らむうるのおく

第五冊 やまけふこえて

第六冊 あさきゆめみし

第七冊 畏ひもせす

法  
伊呂波の誦

かくの如く、伊呂波を、初から正しく七つ宛とつて、之を各一冊に收めたものである。さうして、第三冊、第四冊、第六冊の題簽に、本文と同筆で「よの □」<sup>音記</sup>、「らの行」「あの行」と記してあるのを以て觀れば、此の分け方は、決して偶然ではなく、當時、伊呂波歌を、其の本来の意味に拘らず、最初から七つ宛に句切りして誦する習慣があつたので、此の書は、これに基づいて、其の一旬を一冊に收めたものと認められる。

かやうな伊呂波の誦へ方は、徳川時代には一般に行はれて居たのであつて、諸種の刊本節用集の卷頭にある伊呂波も、皆この句法によつて行が分けてあるが、其の中最も古いのは、慶長十六年版節用集(即、元慶長十六年本)上巻の末に見えるものである。猶、天正十五年書寫の運歩色葉集(天文十七年成)零本がイに始まつて力に終り、日我

自筆のいろは字下巻(零本、永祿二年書寫)がヤで始まり、永正十二年書寫の世俗字類抄の中巻、下巻が、与、也で始まつて居る事や、一條兼良の假名遣近道の初にある萬葉假名の伊呂波が、七字づゝ、七行に書いてある事などを観れば、其の由來古くして、足利時代の中葉に既に存して居た事を知る事が出来る(併しながら、此よりも前の時代には、まだ證を發見しない。文學博士木村正辭氏が、承暦二年に成つた金光明最勝王經音義の巻頭にある伊呂波を以て、其の證とせられたのは日本古代字書の説一應尤ではあるけれども、此の書は伊呂波歌が文獻に存する最古のものであつて、伊呂波歌製作の時代を距る事甚遠からぬものであらうから、當時、既に左様な誦へ方があつたとは考へ難い。想ふに、此の書に、伊呂波が七字づゝ、一行になつて居るのは、左様な誦へ方があつた爲ではなくして、唯、最初の行を七字詰に書き、以下の行、皆之に倣つたに過ぎないのであらう。其の後のものは、文永弘安の奥書ある下官集に「ちりぬるを書也」又「うゐのおくやま書之故也」とあり、伊呂波字類抄花山院家本正和三年の奥の書あるものの第二

第三の兩冊が、ウ及びアで始まつて居るなど、何れも伊呂波歌本來の誦法が行はれて居た事を證するのである。

上述の如く、和漢通用集の冊の分ち方は、當時行はれて居た伊呂波の誦法に依つたもので、此の誦法は足利時代の中葉には既に行はれて居たものであるとすれば、圖書寮零本や村井本以下の諸本の冊の分ち方が、和漢通用集と一致する所があるとしても、必しも、是に基づいた爲ではなく、普通の伊呂波の誦法に依つて、一は其の第四句以下を下冊とし、一は第五句以下を下冊(又は下巻)としたものと考へる事が出来る。和漢通用集は、其の語數の少い事や、門立ての模様など、比較的原本に近いものと考へられる點もあるけれども、書名を和漢通用集と改め、假名を平假名とし、註を多くし且簡約にしたなど、他の諸本とは違つて、此の書に於て始めて改めたと考へられる所が少くないのを思へば、此の書のみが七冊に分れて居るのも、多分、此の書に於て創めたものであらう。此の書と種類を同じくする圖書寮零本の冊の分ち方が、此の書と一致する所のあるの

は、或は此と關係があるかもしれないが、もし、關係があるとしても、圖書寮零本の二冊を此の書に於て更に分つて七冊としたもので、圖書寮零本の方が原本に近いものであらう。村井本以下のは、恐らく和漢通用集と關係はあるまい。さすれば、七冊本を以て原本の形とすることは出來ないのである。

然らば、一冊(巻)本は如何といふに、上述の如く、ラ以下を下冊とするものと、ヤ以下を下冊(巻)とするものと二種あつて、一致しないのを以て觀れば、もと一卷一冊であつて、後、便宜分冊したものらしく思はれる。併しながら、巻冊の多少は、又、書の内容の多少と密接の關係があるので、節用集の諸本に於ても、二冊本は概して一冊本に比して語數の多いものであるから、節用集原本も、若し語數が多いとすれば、或は二冊であつたかも知れない。

て、他の諸本は「ゐ」「お」「ゑ」の三部を之と音同じき「い」「を」「え」に併せて四十四部としてある。唯、増刊本と溫故堂本とのみは、「え」と「ゑ」だけを分つて、四十五部としてある。

易林本類の  
「ゐ」「お」「ゑ」の三部

「え」部と「ゑ」  
部を分つたもの

易林本類に於て「ゐ」「お」「ゑ」と「い」「を」「え」とを分つたのは易林の跋に「取定家卿假名遣分書伊爲越於江惠之六隔段」とある如く、易林が假名文字遣に依つて改めたもので、其の原づく所の本には、他の諸本の如く之を併せてあつたものと思はれる。されば茲に問題となるのは、増刊本及び溫故堂本の如く「え」と「ゑ」とを分つたものと、他の諸本の如く之を併せたものと、何れが節用集原本の面目を存するものかと云ふ事のみである。

先、溫故堂本の江部及び惠部を、増刊本のに比較するに、大體に於て相等しく、殊に、惠部は、其の門數も門名も全然一致し、所收の語も、唯一二の差異あるに過ぎずして、兩者全く根源を一にしたものである。今、此の兩本の江惠兩部を、惠部を立てない諸本の江部と比較す

溫故堂本と  
増刊本との  
「ゑ」部の由  
來

るに此の兩本の江部所收の語は、大概他の諸本の江部に在るけれども、兩本の惠部所收の語は、他本の江部に存するもの甚少くして、五辻本や枳園本の如く所收の語甚多き本の外は、唯、二三乃至四五語に過ぎない。殊に、體裁内容ともに溫故堂本によく似た天正二十一年本及び伊京集、並に、印度本中で所收の語の少い永祿五年本、同二年本に於ては、此の兩本の江部所收の語は、殆皆、其の江部に存するにも拘らず、惠部所收の語に至つては一つも見えないのである。此に由つて觀れば、溫故堂本と増刊本との惠部は、他の諸本の江部から分れ出たのでもなく、又、他の諸本の江部は、此の兩本の江惠兩部を併せたのでもなくして、此の兩本も、其の根源に於ては、他の諸本の如く江部のみあつたのに、後に惠部が加はつたのである。

然らば、如何にして、此の兩本に惠部が加はつたかといふ問題が次に起つて來るのである。先、我が國古來の假名引辭書に於て、「い」「ゐ」「を」「お」「え」「ゑ」の如く音同じき諸部がどうなつて居るかを見るに、平安朝の末に成つた伊呂波字類抄は、皆之を別々に立てゝ居り、此と

同系統に屬する平他字類抄、世俗字類抄などは皆之に倣つて居るが、南北朝の頃に至つては、長慶院の仙源抄の如き、「ゐ」「お」「ゑ」を「え」に併せたものが現はれた。足利時代に於ては、一方に於て、温故知新書(文明十六年成)の如く、「ゐ」「お」「ゑ」の三つのみならず、「い」「う」「え」のアヤワ三行の各行に屬するものまで別々にして、同じ、イ、ウ、エ、オの四音に對して假名を十に分つたものがあると同時に、他方に於ては、色葉集の類や節用集の如く、此等同音の假名を、すべて一つに併せたものが出來たのであるが、此の兩極端の間に、或一部分だけは併せ、他は之を分つたものもあるのである。例へば、源語類字抄(惠梵著、永享三年成)は、「お」と「を」は之を合せて「い」と「ゐ」と「え」と「ゑ」は之を分ち、新韻集及び拾芥抄の名乗は「い」「る」のみを分つて、「を」「お」、「え」「ゑ」は之を合せてある。又、同じく「え」と「ゑ」とを併せたものでも、蓮歩色葉集(天文十七年成)や塵芥などの如く、「え」部を立てずして之を「ゑ」部に併せたものもある。かやうな次第であるから、温故堂本及び増刊本の惠部は、何か、惠部の存する他の書から補入したものであらうと思

はれる。我々は、まだ、此の兩本の惠部と全く同じ惠部を有する書を發見しないけれども、天文十七年に成つた運歩色葉集の惠部所收の語は、此の兩本の江惠兩部所收の語と大體に於て一致し、其の中から兩本の江部所收の語だけを除き去れば、殘る所は、此の兩本の惠部に類したものとなるのである。我々は、必しも、運歩色葉集を以て此の兩本の惠部の出處と主張するのではない。唯、惠部を有する書に依つて、此の兩本に於けるが如き惠部が補入せられ得る事を示さうとするまでである。

要するに、此の兩本の惠部の出處に就いては、猶考究を要するけれども、惠部は後の補入であつて、原本は、「ゐ」「お」「ゑ」の三部を「い」「を」「え」に併せ、部數總て四十四であつた事だけは、略、疑無き事と信する。

### 三 附錄

最少とし、永祿二年本、弘治二年本及び圖書寮零本の三十三種、經亮本の三十二種、永祿十一年本の三十一種を最多とし、和漢通用集、枳園本、天正十八年本類、溫故堂本、易林本類は其の少い方に屬し、天正廿年本、増刊本之に次ぎ、永祿二年本類は其の多い方に屬する。此等の諸本に於ける附錄の異同は前章の諸本解題の條と附表第二とによつて大體明であるから、此處では、諸本の多くに通じて存する者のみに就いて稍委しい觀察を試る事としよう。

(イ) 京町盡 京都の町名を列舉したもので、諸本何れも之を載せないものは無い。京中小路名、京師九陌、洛中横小路、豎小路又は單に京と題し、横小路は一條から九條まで、豎小路は西朱雀から東朱雀までを擧げてある。但、弘治二年本と永祿十一年本には、此の外に、猶、轉法輪から安居院までの名がある。弘治二年本類、永祿二年本類、饅頭屋本、伊京集及び易林本類には、横小路、豎小路の名の前又は後に、其の總町數(南北三十八町、東西十八町)を註し、且以大内爲中央、東京分也、西京畧不記と附記してある(其の文句は、本によつて小異があ

る。猶、和漢通用集及び堯空本には、終に「并五十六町也」と註し、和漢通用集には、初に「弘仁九年被定之」とあり、弘治二年本にも「以下一本在之」と肩書して「弘仁」云々の文が引いてある。此等の諸本の外なる天正十八年本類、枳園本、溫故堂本、増刊本、及び天正二十年本には、かやうな註は總て無い。

此等の京町盡の中、註のあるものは、下學集卷上「天地門」の終にある「京師九陌名」と同一である（同書には、横小路には「以上南北三十八條」、豎小路には「東西十八町也、大内爲中央、東京分也、西京畧而不記焉」とある）。註の無いものは、撮壤集卷中、京洛部の洛中條理の條にも同じく、又下學集の註を省いたものにも同じく、又、かやうな書に依らずとも出來得るものであるが、森氏本増刊本の外、皆、京師九陌と題したのは、下學集の京師九陌名といふ題目と一致するから、やはり、下學集から出たものかと思はれる。併しながら、下學集の古寫本に「洛中之條里」と題したものもあるし、又、下學集の京師九陌名も、何か他の書から採つたもので、節用集のも、亦直接に其の書から出たもの

かも知れないから、其の出處については容易に斷定を下し難い。

(口) 十干十二支　　饅頭屋本、和漢通用集、草書本及び慶長十六年本を除くの外、諸本何れにも存するものである。其の中に、(甲)異名なくして、音訓を附したものと、(乙)異名を註したものとの二種がある。(甲)は溫故堂本、増刊本及び伊京集に存するもの、(乙)は其の他の諸本に存するものである。猶、(乙)の中にも二種あつて、天正十八年本類は十二支が寅から始まつて居るが、他は皆子から始まつて居る(甲)は皆子で始まる。

此等を、試に他書に比較するに、(甲)は他書に所見なく、(乙)の中、十二支の子で始まるものは下學集に一致する。寅で始まるものは、まだ之と同一なものを、他書に發見しない。唯、寅を最初に置いた事だけが、拾芥抄に似て居るのみである。十干十二支の名及び其の異名の如きは、甚簡単な事であつて、必或書にいらなければ書けないと、いふ程のものでないから、下學集に一致するものゝ如きも、必しも、これに據つたと主張することは出來ないのである。又、(甲)(乙)兩種の中、何

れが原本の有様に近いかとの問題も遽に決し難い。

(ハ) 名乗集　　名乗に用ゐる同訓の文字を集めて排列したもので、印度本(但、枳園本を除く)、乾本、及び饅頭屋本、天正十八年本に存する。之を類に依つて分てば

(甲) 同訓字の多少により、其の多いものを先に排列したもの

(い) 名字抄又は名乗抄と題するもの(弘治二年本類)

(ろ) 俗名と題するもの(饅頭屋本)

(乙) 訓の伊呂波順に排列したもの

(は) 名乗と題するもの(永祿二年本、同五年本。堯空本のも、題號は無いけれども、此の類に入るべきものである)

(に) 俗名集と題するもの(前田本、經亮本)

(ほ) 名乗之字と題するもの(天正十八年本)

(へ) 名乗字と題するもの(易林本類)

(い) は、概して、同訓字の多いものから次第に少いものに及ぶ順序であるが、處々亂れた所がある。圖書寮零本には、同訓字の終に近い處

本來無くして、後に増補したもので、此の増補の結果、順序が亂れるやうになつたのであらう。又、本に依つて順序に多少の差異がある。(も大體同訓字の多少によつて排列したものであるが、亂れた所が甚多い。)は伊呂波等の文字を標出して、其の下に名乗の字を出してある。所收の文字は本によつて多少の差異があるが、永祿五年本のが最少く、永祿二年本のは増補を加へた所がある。(には同訓字の最初のものに傍訓を附けたのみで、伊呂波等の文字を標出しない。前田本のは、稍順序の正しくない所が見える。(ほは片假名で訓を標出して、下に文字を並べてある。)は同訓字の最初のものに傍訓をつけて、之を白字で標出してある。順序に少し亂れた所がある上、一通り伊呂波の順が終つた後に、猶、若干の名乗字が出て居る。易林本には、其の終に「名乗目録頭字已上八十五字」と記してある。

以上各種の名乗集を互に比較するに、(い)は體裁に於て(ろ)に似て居るけれども、排列の順序、所收の文字など一致しない所が多くあつ

て、互に關係あるものとは想はれない。これに反して、(は)は伊呂波順であつて、體裁は(い)と違つて居るにも拘らず、所收の文字の一一致するもの多く、之と何かの關係ある事を思はせる。關係あるものとすれば、伊呂波順のを字數順に改めたとは考へ難いから、(は)(い)の類のものを伊呂波順に改めたものであらう。もつとも、(い)にある文字では(に)無いのも見えるから、(い)を以て直にはの根源とする事は出来ないけれども、いは、前述の如く後の増補を経たものであるから、(は)は、其の増補以前のもの、又は(い)とは少し違つた異本に依つたものであらう。

(に)即、前田本及び經亮本に存する俗名集は、此の兩本と同じく永祿二年本類に屬する他の諸本にある名乘集、即はと比較するに、題目も同じからず、體裁に於ても小異あり、所收の文字の一致しないものも少くない。之を(ろ)即、饅頭屋本の俗名と比較するに、排列の順序は同じくないけれども、題目も類似し、所收の文字、及び文字の順序なども一致する所が少くない。其の所收の訓の種類に於ても、又同

訓字の數に於ても、前田本は饅頭屋本よりも少いが、又幾らか饅頭屋本に無いものもあつて、兩者の關係は容易に斷定し難いけれども、饅頭屋本のは前田本のに近いものに増補を加へたものかと想はれる。併しながら、饅頭屋本の基づく所のものは、前田本の如く伊呂波順のものではなく、やはり字數順のものであつて、前田本は之を伊呂波順に改め、饅頭屋本は之を其の儘増補したものではあるまいかと想はれる。果して然らば、(に)とろとは互に關係があるけれども、一方を以て他の根源とする事は出來ないのである。

(ほ) 即天正十八年本に存するものは、訓の種類も同訓字の數も多くないけれども、往々、他書に無い文字があつて、自ら別種に屬する。(べ) 即、易林本類にあるものは、同訓の文字に於ても、其の順序に於ても、他本と大に異なる所があつて、又別種のものである。

節用集に存する名乗集の出處  
名字抄

以上各種の名乗集の中、い即、名字抄又は名乘抄と題するものは、姓名錄抄の中なる名字抄と殆全く同一である。姓名錄抄は姓戸錄と名字抄とを併せたもので、奥書に「件本申出二條故攝政殿下御本令」

「摸寫」とあつて、二條攝政良基(嘉慶二年六月薨、年六十九歳)の藏書中にあるのであるから、南北朝以前の著である。新井白石の人名考に

文和の初、後光嚴帝の御名字を撰ませられし時に、成の字を房と訓する事、名字抄にみえたるよし、菅三位在成卿の申し、事をしるしゝものあり。洞院大相國の御記に見ゆ。

と見えて居る名字抄も、亦之と同じものと認められる(姓名錄抄のにも、節用集のにも、房の部に成の字を收めてある)。是に依つても、此の書の古くからあつた事を知る事が出来る。節用集は、多分之を採つて附錄としたものであらう。此の(い)以外の各種の名乗集は、未だ他書に其の出處と認むべきものを發見しない。

押、名乘の文字を集めたものは古くからあつて、二中歴卷九、名字歴の條には、字數によつて排列したものを擧げ、猶、掌中歴を引いて伊呂波順のものを載せて居る。伊呂波字類抄には、名字といふ一門を設けて名乗字を「い」「ろ」「は」等の各部に分載してあり、拾芥抄、卷中

同一の根源から出たものであらうが、各多少の増訂を経たものと見えて、それべく特異な點を有して居る。節用集に存する(ろ)以下の各種の名乗集も、其の根源に溯れば、多分、此等と同じものであらうが、各特徴を異にし、直に此等の諸書から出たものとは認め難い。要するに、節用集の附錄なる名乗集は、(い)が名字抄を探り、(は)が(い)から出た事の外、未だ其の出處を明にする事が出來ない。

(二) 日本國盡　　日本の各道諸國の名を挙げたもので、枳園本及び伊勢本(但、増刊本を除く)の外には皆存する。其の題目及び内容は本によつて差異がある。

(い) 日本六十餘州名數と題して國名と州名とを挙げたもの(永祿二年本類。但、堯空本、經亮本を除く)

(ろ) 國名と州名と郡數とを挙げたもの(圖書寮零本、經亮本。但、圖書寮零本のは、山陽南海西海の諸道及び東海道の一部並に二島のみで、他は缺けて居る)

(は) 日本六十餘州名數と題して、國郡名、州名、郡數及び田地の町數を挙げたもの(弘治二年本、永祿十一年本)

(に) 日本六十餘州受領之高下并片名同郡數事と題して、國郡名、州名、郡數及び管の上下を挙げたもの(堯空本、和漢通用集)

(ほ) 南瞻部州大日本國正統圖と題し、國郡名、州名、管の大小の外、諸國の廣袤風土物產の事をも挙げたもの(易林本類)

今、之を互に比較するに、(い)は本によつて一二の相違は有るけれども、(は)の國名及び州名と殆全く一致して居るから、(は)(い)に郡名及び田地の町數を加へたものと考へられる。(ろ)は、國名及び州名は大抵(い)又は(は)と一致し、此等と同類であるが、郡數を挙げたのは(い)よりも寧(は)に近い。には堀空本のと和漢通用集のと州名に稍相違があつて、堀空本のは(は)の類、殊に、弘治二年本に似た點があるが、和漢通用集のは(ほ)に比して諸國の廣袤風土物產などの條が少いだけで、他は全く之に一致する。されば、(ほ)は和漢通用集の如きものに増補を加へたものと思はれる。さうして、此の増補した部分は、殆全く諸本に於ける日本國蓋の關係

新撰類聚往來(丹峰和尙撰)下、扶桑國六十八州大略並授領の條に一  
致する。今、例を山城大和の兩國にとるに

## 易林本 和漢通用集

山城 雍州 上管八郡

山城 上雍州山州八郡

## 新撰類聚往來

山城 雍州 八管

田數一萬七千七百五町

行程南北百有餘里  
朕跡多有樂方種  
生百倍味升甘大上々國也

乙訓府 葛野 愛  
宕 紀伊 宇治  
久世 緹喜 相  
樂

乙訓府 葛野 愛  
宕 紀伊 宇治  
久世 緹喜 相  
樂

乙訓 葛野 愛  
宕 紀伊 宇治  
久世 緹喜 相  
樂

(の後にある)

上國也(此の條と前條とは郡名前)

大和 和州 大管十五

大和 大和州十五郡

大和 和州十五郡

郡

大上々國也南北

二百餘里山繞而

生十倍出國之差

圖故名所舊跡繁

添上 添下 平

郡 廣瀬 葛上

葛下 忍海 宇

智 吉野 宇陀

城下 城上 高

市 十市府山邊

添上 添下 平

郡 廣瀬 葛上

葛下 忍海 宇

智 吉野 宇陀

城下 城上 高

市 十市府山邊

添上 添下 平

郡 廣瀬 葛上

葛下 忍海 宇

智 吉野 宇陀

城上 城下 高

市 十市 山邊

十八町

南北二日餘里山

里繞而種生十倍

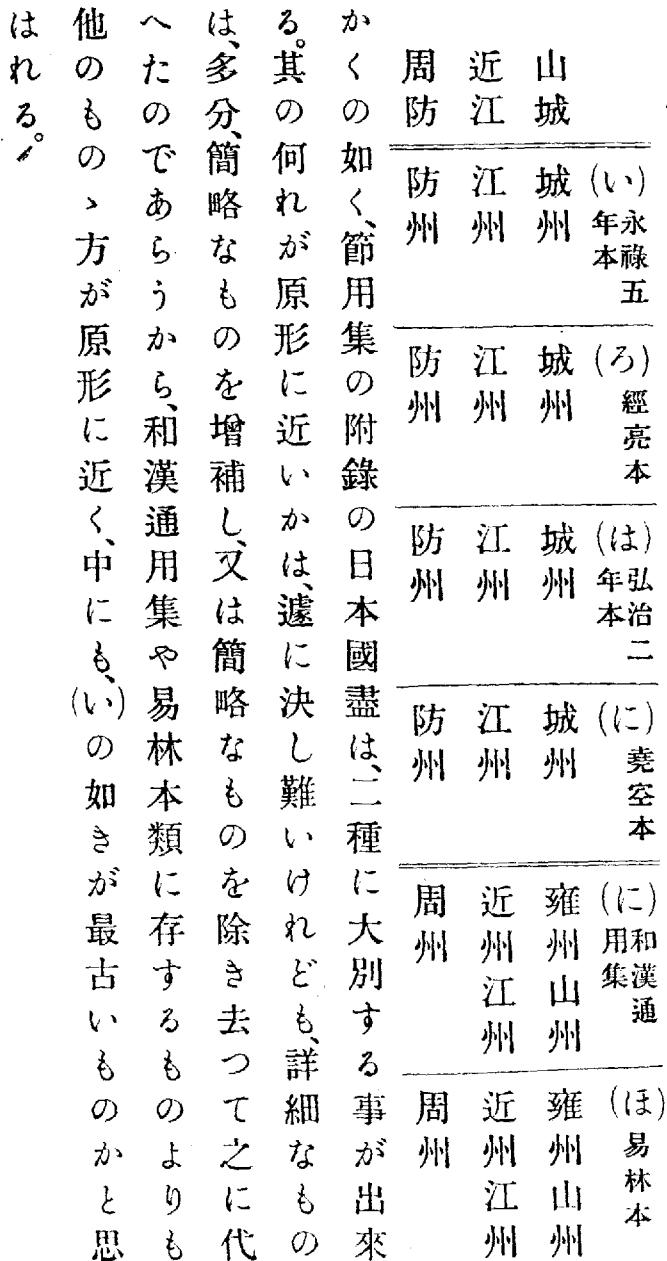
出國差圖故名舊

跡繁大々上國也

(此の條と前條とは  
郡名の後にある)

此に由つて觀れば、(ほ)即、易林本類に存するものは、和漢通用集に存

て、和漢通用集のと易林本類のとは本末の關係あるものであるが、此の二つは、其の他のものに對して特異な點を有し、自ら別種類に屬するものと思はれる。此の兩者と、他のものとの差異は、州名の異同に依つて最も窺ふ事が出来る。



かくの如く、節用集の附錄の日本國盡は、二種に大別することが出来る。其の何れが原形に近いかは、遽に決し難いけれども、詳細なものは、多分、簡略なものを増補し、又は簡略なものを除き去つて之に代へたのであらうから、和漢通用集や易林本類に存するものよりも、他のものゝ方が原形に近く、中にも、いの如きが最古いものかと思はれる。

## 分毫字様

此處に挙げた各種の日本國盡は、一として之と全然同一なものを他書中に發見せず、其の何に據つたものであるかは不明である。

(木) 分毫字様 字形相類似して混同し易い漢字を列舉し、其の差異を註したもので、永祿十一年本の卷頭、弘治二年本、永祿二年本類

(前田本を除く)、増刊本及び易林本類の卷末に存する。其の中、易林本類にあるものは「分毫字様 凡二百四十八字」と題し、其の他の諸本にあるものは「點畫小異字」と題して、互に内容體裁を異にする。分毫字様と題するものは、宋槧の大廣益會玉篇の卷末に附した「分毫字様」(凡二百四十八字と註す)と同一であるが、唯、之よりも二字だけ増加して二百五十字となつて居る。而も、猶、玉篇と同じく「凡二百四十八字」と註して、實數と合はないのを顧ない如きは、全く玉篇からとり來つたものなる明證である。點畫小異字と題するものは、一二語の増減ある外は、諸本皆内容體裁を同じくする。さうして、これは、永祿二年本及び同五年本に「下學集在之分加之」と註し、堯空本に「下學集載之、經亮本に「下學集在之」と註してある如く、下學集から採り來つた

## 玉篇の分毫字様

ものである。

下學集古本  
に於ける點  
畫小異字

下學集から引用したと明記してある前記の點畫小異字を刊本の下學集に比するに、節用集所載のものは刊本下學集所載のものよりも少く、唯、其の前半部のみである。併しながら、これは、節用集に引用する際省略したのではなく、下學集の古本には、節用集に引用せられた部分(刊本の前半部)しか無かつたのである。此の事は、其の後半部が、玉篇の分毫字様の中から、既に前半部中に現はれて居る文字だけを除き去つたものに等しいのに依つて明である。即、刊本下學集の點畫小異字は、古本には前半だけしか無かつたのを、後に玉篇の分毫字様に依つて増補したもので、其の際、既に前半中に存する文字を省き去つたのである(宮内省圖書寮所藏の古寫本下學集にあるのは、節用集所載のものよりも多いけれども、刊本のよりは著しく少い。これも原本に増補を施したものである)

以上の外、數字異體や十二時の異名は、かなり多くの本に存するも

のであるが、今取立てゝ説く必要を見ない。

各種の附録の中、諸本何れにも通じて存するものは京町盡のみであつて、これは、多分、節用集の原本にも有つたものと思はれる。さうして、此の京町盡は、圖書寮零本、前田本、經亮本、枳園本(以上、印度本)、草書本、慶長十六年本(以上、乾本)及び、あらゆる伊勢本に於ては附録の最初にあつて、本文の終に直に續いて居るが、印度本中の他の諸本、即、弘治二年本、永祿十一年本、和漢通用集、永祿二年本、永祿五年本、及び堯空本の六本と、易林本とに於ては、附録の半にある。此等、京町盡を附録の最初に置いた諸本と、其の中途に置いた諸本と、何れが多く原本の面目を存するかとの問題は、後節に於て研究しようとする所であつて、今遽に定め難いが、附録のみに就いて見れば、京町盡を最初に置いたものは、伊勢本の如く、附録少くして原本に近さうに思はれる諸本を含んで居るに反し、京町盡を中途に置いたものは、附録甚多くして、後の増補を経たと考へられる諸本のみである。かやうに考へ来れば、節用集原本に於ては、京町盡は、多分附録の最

## 町盡の位置

節用集の京  
町盡と伊呂  
波の終の京  
との關係

伊呂波の終  
に京を添へ  
る事

初本文の直後に在つたものと思はれる。若し、果して然らば、京町盡が伊呂波四十七字の次に来る事となつて、京の字を伊呂波の最後に附け加へて誦へた昔の風習に一致する事となるのである。現に伊勢本中の天正二十年本、伊京集、天正十八年本、温故堂本の京町盡には、先「京」の一字を標出して、其の次行又は下に、再、京師九陌又は京師九陌名といふ題目を掲げ、森氏本及び増刊本には題目を掲げずして唯「京」とのみ標出したのも、亦、京が伊呂波に附屬したものであつた事を示すのである。伊呂波の終に京字を添へる事は、頼阿の高野日記にも見えて、其の由來の古いものである事、既に學者の説いた所であつて、其の年代の考證などは節用集著作年代の研究と關係があるのであるが、此の論は後に譲つて、此處では、唯、京町盡が節用集の諸本何れにも存するのは、恐らく京の字を伊呂波の終に添へて誦へる事と關係があるので、原本に於ける京町盡の位置は、伊呂波に於ける京の位置と同じく、「部」の次、即、附錄の最初であらうと推測するに止めて置かう。

京町盡の外、附錄の諸本何れにも通じて存するものは、一も無い。併しながら、他本に於て附錄としたものを本文中に收めた本もあるから、假に之をも通算する事とすれば、附錄の諸本何れにも存するものは、猶此の外にもあるのである。十干十二支及び日本國盡の如きは即是である。十干十二支の附錄に無いのは、唯和漢通用集、饅頭屋本、草書本、慶長十六年本の四本のみであるが、和漢通用集には、シ部時節門に「支干」といふ語を收めて其の下に十干十二支の名を擧げ、饅頭屋本には、干支の名を一つ一つに分つて諸部の時節門に收め、草書本及び慶長十六年本には之をシ部數量門に置いてある。さうであるから、十干十二支の名は、或は之を附錄とし或は之を本文に收めたといふ相違は有つても、節用集諸本何れも之を有せぬものは無いのである。日本國盡も、増刊本以外の伊勢本と枳園本とに於て附錄に存する五山の條を、同類の慶長十六年本に於てはコ

#### 四 門立て

節用集の門の立てやうは、諸本を分類するに當つて、最主要なる標準として採つた所のものであつて、大體に於て、能く各類の特徴を

表はして居る。節用集諸本の門の數と名と順序とは附表第一により、又、諸本に於ける門名の有無異同は附表第三に依つて明であるが、今、其の大體について見るに、先、印度本では、弘治二年本類は何れも十五門であるが、病名門は和漢通用集ではなく、海藻門は和漢通用集の外には無くして、諸本に通じて存するものは十四門だけである。永祿二年本類は概して十三門であつて、弘治二年本類の諸本に比して衣服光彩の二門だけ少く、樂名の一門だけ多い。但、經亮本と五辻本には、猶、異名の一門がある。根園本は十四門であつて、永祿二年本類よりも、錢數の一門だけ多いが、此の錢數は、永祿二年本類の數量門中にあるものであつて、之を門のやうに標したのは、多分誤であらう。伊勢本では、天正二十年本と溫故堂本とが共に十四門で、其の數も其の名も、弘治二年本類の諸本に通じて存するものと殆全く同じく、伊京集は十三門で、之より色、即、光彩の一門だけ少く、饅頭屋本は十一門であつて、伊京集よりも衣服數量の二門だけ少く、増刊本は十門で、饅頭屋本に存する官名の一門を缺いて居る上、

他の諸本の食物門に衣服に關する語を加へて食服門を立てゝ居る。天正十八年本類は九門であつて、饅頭屋本に比して人名官名の二門だけ少い。乾本、即、易林本類に至つては、門數十四で、其の數は、弘治二年本類や天正二十年本、溫故堂本などに似て居るが、増刊本と同じく、食物門の代りに食服門を立てたのみならず、神祇名字の如き他に例なきものもあつて、他本と大に趣を異にした所がある。

此等は、諸本に於ける門の多少有無の相違であるが、門の有無と語の有無とは必しも一致しないのであつて、門が無いからと云つても、其の門所收の語が無いのではない。例へば、衣服門は弘治二年本類、天正二十年本、溫故堂本及び伊京集の外には無いけれども、衣服に關する語は、他の諸本に無いのではなく、其の財寶門又は食服門中に存するのである。又、天正十八年本類には人名官名の二門が無いけれども、人名官名に關する語は人倫門中に收めてある。又、數量に關する語の如きも、之を門と立てない本は、大抵之を言語門に置いてある。さうであるから、或本に存する門が他本に見えない場合

には、實際其の門所收の語までも無い事もあるが、又、門名が無いばかりで、語は他の門中に存する事もあるのであつて、前の場合には眞に無いのであるが、後の場合には無いのではなくして併せたのである。故に、門を比較して、其の本の關係を考へようとする場合には、唯、門名の有無のみでは足りないので、必、其の門所收の語の有無を調査しなければならないのである。其の門の有るのと無いのと、何れが根源の有様に近いかは、場合に依つて異り、一様には論じ難いけれども、門名のみならず語までも無い場合には、多くは、無い方が原の形で、有る方が後に加へたもの、門名は無くとも語が他の門中に存する場合には、多くは、其の門名の有る方が原の形を存し、無い方は、後に併せたものゝやうに認められる。殊に、弘治二年本、永祿十一年本のイ部に「言語數量」を一門の名とし、此の兩本竝に圖書寮零本のヒ部に「財寶衣服」を一門の名としたなどは、明にもとの二門を合併した痕跡を留むるものである。

奇書り者本解題の条半二附表第一に挙げた諸本の門數は、其の本

門名が同一  
であつて内  
容の異なるも

の中には存する種々の門名の總數であつて、イロハ等の一の部には、必其だけの門名があるのではない（語の無い門は、すべて門名を省いてある）。故に門數の多い本でも、各部に於ける門數は、必ずしも常に門數の少い本より多いのではなく、部によつては却つて少い事もあるのである。例へば、天正二十年本は十四門であつて、天正十八年本類の九門であるのに比して其の數甚多くれども、一々の部に就いて見れば、天正二十年本の方が多くのは、ハホヘチヲカタウクアサキユシヒスの十六部のみで、ロニソツナノヤケフエテメミモの十四部は天正十八年本類の方が却つて多いのである。かやうな、各部に於ける門數の異同も、亦、上述の如く、必しも所收の語の異同と一致しないのであるから、本と本との關係を考へる爲には、一々の部に當つて門の異同を調べた上、猶所收の語の異同を調べなければならぬのである。かやうにして調査すれば、門名が同一であつて、而も内容の違つたものゝ有ることを發見する。例へば、永祿五年本も前田本も共にヨフスの三部に人名門があるけれども、永祿五

五年本のは畫家の名であり、前田本のは姓氏であつて、内容は全く違つて居る。此のやうな場合には、此の兩本の原本には人名門が無かつたものと認めてよい。又、かやうな場合に、一方の本の其の門に存する語が、他方の本の他の門中に存する時は、大概、其の門は原本に存したもので、他方の本の其の門は後に増加したものと認められる。例へば、和漢通用集、天正二十年本、溫故堂本などにも、永祿二年本類の諸本にも、イ部に數量門が有るけれども、前者のは「一艘」「二隻」などの數詞であり、後者のは數字の異體及び錢數であつて、互に一致しない。而も、前者の數量門にある語は、後者の言語門中にあるのであるが、後者の數量門中の語は、前者の本文中には何處にも見えない。されば、數量門は兩者の原本にはあつたので、後者は之を言語門に併せた後、更に數量門を加へたものと推測せられる。

次に、門の順序に就いて見るに、天正十八年本類に於ける、天地、時候、草木、人倫、支體、畜類、財寶、食物、言語の順序を代表的のものとし、之より門の多いものは、人名官名を人倫の下に、病名を支體の下に、衣服

を財寶の次に樂名を食物の次に、數量を言語の上に置くのを普通とする。其の中、人名官名の位置は様々であつて、官名人名と次第して人倫の下(永祿十一年本、天正二十年本、溫故堂本、伊京集)又は病名の下(圖書寮零本)に置いたのがあり、又、支體の上に人名、下に官名を置いたのもある(堯空本、前田本、經亮本、五辻本など)。又、永祿二年本類は數量門が言語の下に來るのを常とする。以上は、諸本の大部分に通するものであるが、此等と趣を異にしたものが二三ある。一は和漢通用集であつて、其の門數と門名は、海藻の一門を除けば、天正二十年本及び溫故堂本と同様であり、人倫官名人名と續くのも亦これと等しいが、草木が畜類の後に來り、器財が食物の次に來るのは、多くの諸本と一致せぬ點である。増刊本は、門の有無及び門名は和漢通用集と違つた點が多いが、順序は、大に之に類似し、和漢通用集の諸門の中から、増刊本に無い官名、光彩、海藻、數量の四門を除き去り、其の衣服食物の代りに食服を入れゝば、大抵増刊本と等しくなるのである。唯、支體が言語の直上にあるのは、和漢通用集のみなら

ず他の諸本とも違つた點である。易林本類も、草木が氣形(即、畜類)の次にある事、器財が食服よりも後にある事などは、増刊本や和漢通用集と趣を同しうするが、支體の位置は人名の次にあつて、寧、和漢通用集に近い。官位が人倫の前にあり、數量が食服の次に來つて、其の後に(器財との間に)神祇名字の二門が來るのは、他の何れの本にも例を見ない所である。

此等の種々の順序の内、何れが最根本の形であるかは容易に知り難いのであるが、門の位置の差異は、其の門所收の語の差異と相俟つて、能く其の門成立の由來を示す事がある。例へば、永祿二年本類のイ部數量門は、和漢通用集や天正二十年本のイ部數量門と内容を異にし、後に加はつた者であるべき事、上述の如くであるが、其の位置は言語門の後になつて、和漢通用集や天正二十年本の如く言語門の前に在つた數量門を言語門に併せた上、別の數量門を其の後に附け加へた事を示して居る。併しながら、門の順序の相違は、書寫の際誤つて前後したのを、其の儘訂さずに置いた爲にも起るもの

のであるから、必しも常に其の門成立の由來を示すものではない。其の如何なる理由に依るかは、一々の場合に就いて考究しなければならない。

同じ本の中でも、門數の多少は部に依つて異り、各部一樣でないと等しく、門の順序も各部悉く同一なものは極めて稀である。前章の諸本解題の條、並に附表第一に掲げたものは、多くの部に通する門の順序であつて、唯、其の本に於ける大體の傾向を示すのみである。諸本中、各部を通じて門の順序の齊整なのは、天正十八年本類であつて、天正十八年本には唯一個所だけ錯雜があるが、其の他の三本は、一も亂れた所は無い。和漢通用集も錯亂は一個所のみである。其の他の諸本は隨分混亂が多いのであつて、中に最甚しいのは、和漢通用集以外の弘治二年本類、増刊本、溫故堂本及び易林本類である。此等の中、何れが原本の形に近いかといふに、もとより原本は整頓したもので、混亂は、之を轉寫し増補する間に次第に生じたものであらうけれども、後人が、混亂したのを整理し齊一にした事も、亦有

## 門名の異同

り得べき事であるから、現存せる諸本を、單に其の整頓して居るといふ事のみを以て、直に原本に近いと斷定するのは甚危險である。其の整頓したのは、果して原本に近い爲か、又は後人の整理に依るかは、其の本の組織、所收の語などからの研究の結果と相俟つて決すべきものである。

次に諸本に於ける門名の異同を見るに、印度本及び伊勢本に屬する諸本は、概して、天地、時節、草木、人倫、官名、人名、畜類、財寶、衣服、食物、言語、數量、光彩、樂名などの名を用ひて居るが、乾本、即、易林本類は之と異なるもの多く、天地、時節、官名、畜類、財寶、言語を、乾坤、時候、官位、氣形、器財、言辭とし、他本の衣服と食物とを併せて食服と名づけて居る。印度本、伊勢本の中でも、天正十八年本類及び枳園本には時候を時候とし、増刊本には財寶、衣服、食物を器財、食服とし、饅頭屋本には畜類を生類、言語を雜用とし、天正二十年本、伊京集には支體を體又は人體とし、森氏本以外の天正十八年本類、天正廿年本、伊京集及び和漢通用集以外の弘治二年本類には言語を言語進退と名づけて居る。

此等の門名も、一々の部に就いて見れば、同じ本でも、時に違つたものを見る所がある(附表第三参照)。これは、温故堂本に於てモ部畜類門所收の語は伯勞、百舌鳥、鶲の三語であるを鳥類と名づけた如く、内容の相違に應じて改めたのもあり、前田本、經亮本、五辻本に於て、後に増補した樂名門を樂名と題せずして、韻、伎樂又は音樂と標した如く、其の門成立の由來が同じくないに因るものもあるが、又、唯、同義である爲、何れでも好いとして用ゐたものもある。此等の事も、其だけでは、何れとも定め難く、他の方面からの研究の結果と對照して決定しなければならないのである。

要するに、門の比較は語の比較と離るべからざる關係あるものであつて、語を度外視しては、門の變遷、其の成立の由來等を究めることは出來ないのである。此等の事を一々の本に就いて調査するのには、諸本の系統的關係を決定するに缺くべからざる事であるが、これは、次節以下に於て諸本の系統的關係を論する場合に譲る方が便宜であるから、今は省く。

## 五 所收の語

節用集諸本の所收の語は、其の數のみから云へば、伊勢本中の伊京集、天正二十年本、饅頭屋本、温故堂本などが最少く、印度本中の和漢通用集、圖書寮零本、永祿五年本、伊勢本中の天正十八年本類、乾本の易林本類之に次ぎ、印度本なる永祿十一年本、弘治二年本、永祿二年本、堯空本、前田本などは多い方で、増刊本、枳園本、經亮本、五辻本などは最多いものであらう。併しながら、語數の多い本も、一々の部一々の門に就いて見れば、必しも常に多いとは限らず、又、所收の語にも諸本各特異な點があつて、語數の少い本の語は、悉く、語數の多い本の中に含まれて居るのではなく、語數の多少に拘らず或種の本には或特殊な語があつて、それが其の本の特徴となつて居る事もある。例へば、天正十八年本類は天地門に諸國の歌枕の名が甚多く、堯空本、前田本、經亮本等は人名門に姓氏を含み、易林本類は官名に關する語が多いなどの類である。かやうな、或種の本にのみ存する特

同じ語の附  
録にあるも  
のと本文に  
あるものと

語の異同と  
語の順序の  
異同

殊な語は、多分原本には無かつたものと思はれるが、又、一の本には本文にあり、他の本には附録に存するものもある。例へば、永祿二年本類の諸本は、數量に關する語が甚多く、他類の諸本に比して數量門を有する部の數が多いのであるが、其の語は、弘治二年本類の諸本(但、和漢通用集を除く)には、大抵附録中に存するのである。又、伊勢本及び枳園本には日本諸國名を本文中に收めてあるが、印度本(但、枳園本を除く)及び乾本には、之を附録中に置いてある。かやうに、附録と本文とは密接の關係があるのであつて、其の如何なるものが原本に近いかは、一様には定め難いけれども、概して云へば、先、附録として加へたのを、後に本文に入れなもの多く、従つて、附録とした方が、本文に收めたものよりは原の形に近いのであるが、附録にも本文にも無いものが、更に一層原本に近いものゝやうである。

次に、語の順序に注意して二つの本の語の異同を比較するに、互に一致する語と一致せぬ語とが混淆して、殆秩序のないものもあり、又、互に一致する語は總て一致せぬ語の前又は後にあつて、兩本と

も、或同一の本に基づき、各自に増補を加へたものであることを明に知り得るものもある。又、一の本に於て二門に分れて居るのが他の本に於て一門になつて居る場合に、前者に於て、前にある門に存する語が、後者に於ても、やはり最初にあつて、後者が前者の如き兩門を併せて一門となした痕跡を明に存するものもある。例へば、永祿二年本類のイ部言語門に於て、數量に關する語が先にあり、ミ部草木門に於て光彩に關する語が後に在るのを、和漢通用集などのイ部に數量言語とつき、弘治二年本類(和漢通用集を除く)のミ部に草木、光彩とつゝいて居るのに比すれば、永祿二年本類は、和漢通用集や其の他の弘治二年本類の如きものに基づき、其の門を併せたものである事を知る事が出来る。

かくの如く、諸本に於ける所收の語と其の順序との異同は、諸本の系統的關係を研究するに當つて極めて重要な事項であるけれども、之を調査するには少からぬ困難がある。これは、一に、節用集本来の性質に由來するものである。即、節用集は辭書であるから、其の

中に存する箇々の語は、文章を構成するものとは違つて、分離すべきからざる結合を成して居ない。又、語の排列は伊呂波順に據つたものであるけれども、唯、最初の假名のみを探り、第二以下には及ばないのであるし、部の中に門分けはあるけれども、唯、意義によつて分つたのみであるから、同部同門に屬する諸語の間には動かすべからざる序次は無いのである。かやうなものは、書寫の際誤脱を生じ易く、又、誤脱を生じても心付き難いものである上、同部同門中でさえあれば、順序が違つても實用上に差支ないから、假令誤脱に心付いても、必しも原本と同じ場所に補はずして、後方又は餘白ある處へ書き入れるやうな事があつて、他の種の書に比して語の順序が殊に亂れ易い。況んや、此の書は久しく寫本で傳はつて居たのであるから、誤脱と混亂とは益甚しい筈である。又、此の書は日常の用に供したものであるから、其の所有者が後日の備忘の爲、書中に漏れた語を書き加へた事も、必多かつたであらう。此の如き理由によつて、節用集諸本の所收の語並に其の順序の相違は甚多く、現存諸本

中、内容の全く同一なものは、弘治二年本と同別本、平井版易林本と別版易林本の二種のみで、他の諸本は何れも多少の差異があつて、一として同じものは無いのである。此の廿五種(現存二十七種の諸本から、他と同一な兩本を除いたもの)の本に就いて、一々、所收の語の異同を調査し、其の順序を比較するのは、甚肝要な事であるけれども、各本の全部に亘つて精査するには多大の時間と労力を要するから、今は、唯、卷頭と卷尾の各數部に就いてのみ委しく調査し、他の諸部は、特に緊要と認めた箇所の外は、唯大體を窺ふに止める事とした。従つて、其の結果に基づいて下した推定が、確實といふ點に於て多少缺くる所のあるのは、誠に已むを得ない事である。

所收の語に  
關する調査  
の方針

諸本の系統  
的關係考定  
の基礎

節用集諸本の所收の語の比較研究は、門立ての比較研究と共に、同類并に異類の諸本の系統的關係を考定する基礎であるが、上述の如く、所收の語は各本殆皆相違があつて、到底概括して論ずる事が出来ないから、其の研究は、次節以下に於て、一々の本の系統的關係を考察する際に譲るを便とする。さうして、印度、伊勢、乾の三本を鑑

別する標識として採つた所の、諸本のイ部天地門最初の語は、即、所收の語の一部であつて、其の相違の起つた所以は、諸本の所收の語の比較研究に依らなければ明にする事が出来ないから、これも亦後節に譲る。

## 第二節 「印度」本に屬する諸本の關係

### 一 弘治二年本類

弘治二年本類に屬する諸本の中、弘治二年本と弘治二年別本とは殆全く同一であつて、弘治二年別本は弘治二年本を書寫したものであるべき事、既に述べた如くである(第二章、ニ弘治二年別本の條参照)。永祿十一年本は、總ての點に於て、弘治二年本に極めてよく類似し、之と密接の關係あるものである事疑無いが、其の所收の語には、弘治二年本に見えないものも多少あつて、此等は此の本に於ける増加と思はれ、殊に、年數を算へた箇所が弘治二年本と全く同一であつて、唯、弘治二年本に於て天文十五年又は弘治二年まで算へ

たのを、此の本に於て永祿十一年までに改めたやうに見えるから、永祿十一年本は弘治二年本から出たものゝやうにも思はれるけれども、弘治二年本は、永祿十一年本に比して全體に體裁の亂れた所多く、註にも、永祿十一年本の如きものを略したと認められるものもあつて(淨藏貴所)の註などは其の一例である。本節、四参照)却つて永祿十一年本の方が原本の状態に近い點もあるから、此の兩本は、同一の原本から出た極めて近い異本と見るべきである。

圖書寮零本は、弘治二年本及び永祿十一年本に比すれば、語數も著しく少く、註も稍簡約である(語句は簡約であるが、内容は少しも少いのではない)。門數は、各部に就いて見れば、前兩本よりも稍少い所もあるけれども、大概相同じく、門の順序も大抵之と一致する。ヒ部に財寶衣服を一門とした事も亦此の兩本と同様であるが、弘治二年本にはセ部にのみあり、永祿十一年本にはシ部にのみある病名門が、此の本にはシセ兩部にあるのを以て觀れば、此の本は、前兩本よりも一層原本に近いものであつて、前兩本は、これに似た本に語

を増し多少體裁をも更へたものと考へられる。前兩本にあつて、圖書寮零本に見えない語に、「太平記」「富士野往來」「宜竹和尚日涉記」「和名」(和名類聚抄)「定家」「假名文字遺」など書名を註したもののが少くないのは、其の語の出處を示したのであつて、かの兩本は、此のやうな諸書に依つて語を増補したものである。

和漢通用集は、所收の語は、大體圖書寮零本に同じく、弘治二年本、永祿十一年本よりも少い。冊數は、本文だけが七冊に分れて居るのであつて、同類の諸本中、本來一冊であつたと推測せられる弘治二年本及び永祿十一年本とは全く趣を異にするが(前章、弘治二年別本及び永祿十一年本の解題参照)、圖書寮零本とは其の分冊法に於て一致する所がある(和漢通用集第四冊の初が圖書寮零本の初と一致する)。和漢通用集の門立ては、他の三本と異り、病名門を立てずして、他本の病名門所收の語はすべて支體門中に收め、又ト部に海藻門を立て、他本の草木門所收の語の一部を之に收めてある。門の順序も、草木門の位置など、他本と同じくない所があり、且何れの部

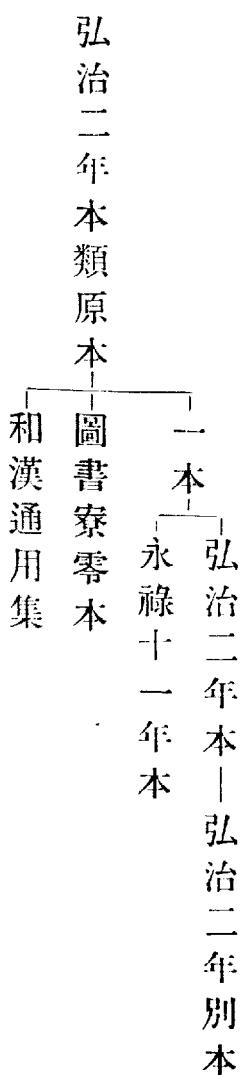
に於ても順序が一定して、亂れた所は殆無い。附錄も、他本より著しく少く、註も甚簡略で、且、殆總ての語に行き渡つて居る事は他に類を見ない。想ふに、此の書は、語數の少いことは原本に近いけれども、門立て、門の順序、註などは原本の面目を改めた所多く、新に門を立て、又は之を併せ、その順序の亂れたのを整へ、註を多くし且簡略にしたものであらう。冊數も、亦恐らく、此の書に於て、始めて八冊に分つたのであらう。

弘治二年本及び永祿十一年本には「一本」「イ本」などを引いた所非常に多く、又、同じ語が二箇所時には三箇所にも出て居て、中には一方から他方へ参考を附したのもある。例へば、「瀟湘八景」は、ハ部數量門、シ部天地門及びセ部天地門の三箇所にあつて、セ部には「八景見于前之波字部」と註し、「伊吹木」はイ部草木門とユ部草木門とに見えて、ユ部には「又見于伊門」と註してある。是は、此等の諸本が、多くの異本を參照して補訂したものである事を證するのである（其の如何なる本であつたかは、一々指摘し難い）。圖書寮零本及び和漢通用集に

「鳥鬼敷」に「一本作鳥宅くく敷」と註し、「流鎗」に「神戻之時馬上弓一本作鎗流馬」と註したなど其の例である。和漢通用集には、明に「一本又は一本」と註したものは無いが、「鳥鬼敷」の下に「鳥宅くく敷」とあり、「流鎗」の下に「鎗流馬」とある類を、他の本と對照して見れば、一本とあるのが本來の形であつて、無いのは省略したものである事明である。又圖書寮零本、和漢通用集の兩本とも、瀟湘八景はハセ兩部に(シ部には無い)、伊吹木はイユ兩部に重出して居る。されば、此の兩本も、亦、異本を參照して補つたものである。斯の如く、弘治二年本類に屬する諸本は何れも異本を參照して増補したものであつて、中にも弘治二年本と永祿十一年本は、更に多くの異本や雑書に依つて多くの語を補入したものであらう。

弘治二年本類に屬する諸本に依つて、其の原本の體裁を推測するに、門數は十五であつて、人名、官名、病名、衣服、數量、光彩の諸門を含み、所收の語は、略、圖書寮零本や和漢通用集に同じく、註は委しい方で

あらう。門の順序は、和漢通用集のよく整つて居るのは後に整理したもので、原本は、多分、他の三本に近いものであらう。果して然らば、諸本中、最原本に近いのは圖書寮零本であつて、此の本は、原本に稍語を増加し、且、註を簡単にしたもの、和漢通用集は原本に僅かの増補を施し、註を極めて簡略にした上、多少、門立てを改め、門の順序を整へたものである。弘治二年本と永祿十一年本とは、共に原本に稍多くの語を増補した本を基とし、更に、各特殊の語を増加したもので、弘治二年本は註を稍簡単にし、永祿十一年本は、あまり之を改めなかつたものであらう。諸本の關係を圖示すれば、略、次の如くであらう。



## 二 永祿二年本類

永祿二年本類に屬する諸本中、永祿二年本に最類似したものは、永祿五年本である。永祿五年本は門數十四であつて、永祿二年本より佛名の一門だけ多いけれども、此の門はル部にのみ存し、其の所收の語は盧遮那佛、流支三藏の二語であつて、永祿二年本のル部人名門と全く同一であるから、多分、もと人名とあつたのを、内容に不適當な名と考へて改めたものであらう。又、語數は、永祿二年本の方が多くして、永祿五年本に存する語は殆皆之を含み、且、其の順序も、永祿五年本に一致する語は大抵初にあり、之に一致せぬ語は後にあるを以て思へば、永祿二年本は永祿五年本に似た本に増補を加へたものであらう。堯空本と兩足院本とは、亦互によく似たものであつて、唯、各部中に於ける門數に二三の出入があり、且、概して兩足院本の語數が稍多いだけの相違である。此の兩本は、同一の原本に、各些少の増訂を施して出來たものであらう。

さて、永祿二年本及び永祿五年本と、堯空本及び兩足院本とを互に比較するに、部中に於ける門の多少及び語の異同等を別にして、猶著しい差異が認められる。先門の順序に於て、前者は官名支體と次第するを普通とし、後者は支體官名と序づるを常とする。次に、部名の文字も相違あるもの多く、前者は、以、呂、土、加、太、門、良、乃、毛、世、寸などを用ゐたに對し、後者は、伊、路、登、賀、多、津、羅、濃、裳、勢、須などを用ひて居る。其の他、漢字の用ゐ方にも少しづゝの相違がある。かやうにして、(一)永祿二年本及び同五年本と(二)堯空本及び兩足院本とは、同類中での稍異つた二種と見る事が出来る。

此の兩種の諸本の關係を考察するに、(二)即、第二種の諸本は、(一)即、第一種の諸本に共通する語は殆皆之を含有し、其の上に多少の語を増加して居るのであつて、語の順序も、兩種の諸本に共に存する語は初にあり、第二種の諸本のみに存する語は其の後に在るのであるから、第二種の諸本は第一種のものに増補を加へたものゝやうに見える。併しながら、人名門に於て、第一種のものは、姓氏無くして

多くの書家名を收め、第二種のものは、姓氏は有るけれども、書家名は多く之を缺くなど、所收の語の互に同じくないものもあり、又、所收の語は一致しながら、語の順序が一致せず、却つて顛倒したやうな所も少からず、又、同部に於ける門の多少や其の順序の一一致しない所もあり、文字の用法にも多少の差異がある。此を以て觀れば、第二種の諸本は第一種の諸本に基づいたものではなく、第一種の原本も第二種の原本も、共に同一の本から出たものであつて、第二種の原本は、第一種の原本に比して、多くの増補を受けたものであらう。

村井本は、多くの點に於て第一種の諸本の特徴を存し、殊に其の所收の語は、殆皆永祿二年本に一致するが、唯、イ部のみは、第二種の諸本と殆全く同一である。又、此の本に多く引用してある異本は、イ部に於ては、概、第一種の諸本に、其の他の諸部に於ては、第二種の諸本に一致する。一二の例を擧ければ

		村井本	永祿二年本
イ部(時節)〔註二紀〕の イ部(畜類)	十二月云——	十二月云——	十二月云——
ハ部(人名)〔八仙人の註の内〕 ハ部(言語)〔傍若無人の註の内〕	李適之	李適之	李適之
	桓溫貴人也	桓溫貴人也	桓猛貴人也
	(1)兩足院本には「猛」の傍に「温」の字がある。多分後に加へたものであらう。		
	石鳥異本	石鳥異本	石鳥異本

## 村井本の系統

此に由つて觀れば、村井本は第一種に屬する永祿二年本の如き本と、第二種に屬する一本とを合成したもので、イ部だけは第二種のものを基礎とし、之に第一種のものを參照して其の異なる所を書き加へ、口部以下は第一種のものに依つて書寫し、第二種のものを以て補つたのである。されば、村井本は第一第二兩種の諸本が成立した後に出たものである。

永祿二年本類の内、前述の諸本以外のもの、即前田本、經亮本、五辻本の三本は、門の順序が支體官名となつて居る點は、第二種の諸本と同様であるが、又他の諸本と違つた特徴を有する。其の最著しいも

のは樂名門であつて、此の門は他の諸本にも存するけれども、何れも、ハ部以外には見えないが、此の三本には、ケサキセの諸部にもあるのである。もつとも、其の門名も、韻、音樂又は伎樂などゝなつて居り、又、前田本のキ部以外のもの、及び經亮本のセ部の如きは、門名を標出してないけれども、語は何れも言語門の終にあるのであるから、實際に於て此の門が存すると云はなければならない。又、天地門に名所の名を殊に多く收めてあるのも、亦、此等三本に通する特徴である。かやうに、此の三本は他と異つた特徴を有し、第一種第二種の諸本に對して、自ら第三種を構成するのである。

此の種に屬する三本の内、前田本と經亮本とは甚よく類似し、各部に於ける門の順序、門中に於ける語の順序、文字の用法など極めて相類し、殊に、部名の文字の如きは全然同一である。附錄に於ても、俗名集、北條氏系圖(環翠先生云々の註あるもの)など、他本と異つた特徴を、此の兩本に共有して居る。かやうに、經亮本は前田本に似た點が多いのであるが、又、他方に於て五辻本に一致する所がある。即

經亮本に於ては、各部に於ける門及び語は、前田本に比すれば増加して居るが、増加した部分は、大抵五辻本に一致する。殊に、經亮本の如く異名門の有るのは、五辻本を除いては何れの本にも見ない所である。此に由つて觀れば、經亮本は、前田本の如き本を、五辻本の如き本に依つて増補したものであらう。經亮本には、へ部天地門の終に「豹尾」といふ語があり、又同部時節門にも「豹尾」があつて、同語が兩處に重出して居るが、此の語は、前田本には天地門に存するのみであり、五辻本には時節門にあるばかりである(前田本へ部には時節門は全く無い)。經亮本に於て此の語が重出して居るのは、前田本の如き天地門に五辻本の如き時節門を補ひ入れた爲であつて、これ即、經亮本が五辻本の如き本に依つて増補を施したものなる明證である。切齒<sup>ハガ</sup>、睨<sup>ハラム</sup>、吟<sup>ヒヨウ</sup>、噉<sup>ニヨウ</sup>、斷<sup>ハガク</sup>、蹙<sup>ハラカム</sup>の諸語が支體言語兩門に重出して居る如きも亦さうである。又、經亮本に於ては、其の人名門に、前田本につて五辻本に無い姓氏があると共に、五辻本に有つて前田本に無い人名をも收め、殊に、前田本に一致する語は初にあり、五辻本に一

跡の歴然たるもの極めて多い(例へば、ヨ部人名門は前田本には「吉見」以下の姓氏を收め、五辻本には「幼安」の一語を收めてあるが、經亮本には、此の兩者を共に收めて、「幼安」を最後に置いてある。フ部人名門なども亦同様である)併しながら、經亮本の門の順序が、前田本よりも、却つて堯空本などに一致する所もあり、又、前田本にあつて、此の本に見えない語も多少存在し、殊に、その語が前田本に於て門の終の方に位するもの多く、又、附錄に於ても、前田本の終の方にあるものが、此の本に無いのを以て想へば、經亮本の原本は、前田本と全く同一のものではなく、之に極めて近いけれども、多少違つた點があつて、前田本は之に幾らか増補を加へたものであらう。又、一方に於て、經亮本は五辻本の如き本を以て増補を加へたもので、其が爲、異名門も加はり、各部に於ける門及び語の數も増したのであるが、而も、經亮本を五辻本に比すれば、猶、語の少い所も、門の足りない所もある(例へば五辻本にあるラム兩部の異名、カエシの三部の韻な

ど經亮本には無い。されば、經亮本の増補に用ゐた本は  
いけれども、其とは少し差異があつて、語も門も稍少い  
るまいかと思はれる。

かくの如く、經亮本は、五辻本の如き本を以て前田本に  
つたもので、其の特徴は此等兩本から受け継いだもの  
第三種の諸本の源流に溯り、其の原本の状態を考究す  
は、姑く之を度外に置いて差支ない。故に、其の他の兩本  
五辻本とに就いて考察を試るに、先門數に於て、前田本  
が、五辻本は十四であつて、異名の一門だけ多い。此の  
の語は、時に二三のものが、前田本其の他永祿二年本類  
語門器財門などにあるものもあるけれども(チリ兩部の  
他の諸本に見えないか、又は、同じ五辻本の他の門によ  
となつて居るのであるから、此の門は五辻本に於て新  
ものであらう。すれば、五辻本も其の原本に於ては十  
て、其の門名も門の順序も前田本と一致し、また、第二種

りは甚多いのであるが、前田本にあつて五辻本に見えないものも多少はあり、殊に人名門の如きは、前田本にある姓氏が五辻本には缺けて居る。されば、此の兩本の原本、即、第三種の原本には、人名門に姓氏が無かつたのであつて、此の點に於て第二種の諸本と一致しない。しかのみならず、第一種の諸本に見える多くの畫家名も、此の兩本には無いのであるから、第三種の原本は、第一種の諸本とも一致せずして、第一種第二種の原本よりも一層根源に近い状態を存するものと認められる。前田本は、人名門に姓氏があるといふ事は第二種の諸本に一致するけれども、其の一々の語に就いて見れば相違多くして、必しも兩者の間に直接の關係があるとは認め難い。多分、別々に添はつたものであらう。又、五辻本に於ては、他本と同じ語を收めながら、之を收めた門が他本と違つたものもあるが(他本に言語門に收めた睨、白眼、吟、瘡、韵等を五辻本には支體門に收めたなど)、これは、多分此の本に於て改めたものであらう。

前田本には、第一第二兩種の諸本に存する語で此に見えないものも往々あり、其の附錄に於ても、此等の諸本にあるものが此に無いものもある(分毫字、異名、本命星、當年星、十二運など)。これは、多分、第三種の原本には缺けて居たので、此の點に於ても第三種の原本は第一種第二種の原本よりも一層根源の狀態に近いものと認められる。しかしながら、第三種の諸本は、第一第二兩種の諸本に比して樂名門の數が多く、又、天地門に名所の名が多くあつて、此の兩種よりも多くの増補を受けた所も見える。

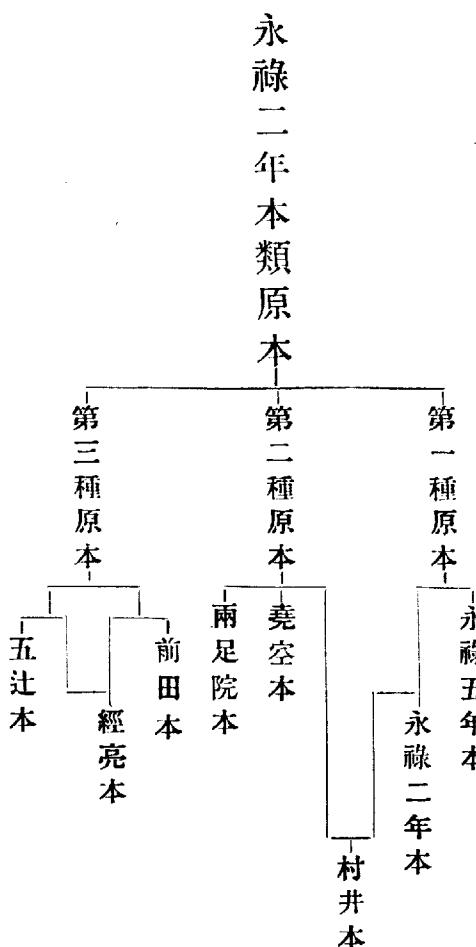
かやうに看來れば、第一種、第二種、第三種の原本は、共に永祿二年本類の原本から出て増補を受けたものながら、第一種の原本と第二種の原本とは、多くの點に於て相類似するに反し、第三種の原本は、他の兩種の原本とは異なる所多く、永祿二年本類原本の面目を存する事、他種のものよりも多いと共に、又、他種のものに無い増補を受けたものである。第三種の諸本は、かやうな原本から出て、前田本は之に多少の増補を施し、人名門に姓氏を加へたもの、五辻本は大に

永祿二年本  
類原本の體  
裁

増訂を加へ、異名門をも添へたもの、經亮本は前田本に近い本を五辻本に似た本を以て増補したものである。  
以上述べ來つた所に依つて、永祿二年本類の原本の状態を推測するに、門は十三であつて、官名人名、數量、樂名を含み、註は詳細であつて、所收の語は永祿五年本より稍少く、人名門には姓氏も畫家名の多くも含まなかつたであらう。

此の類に屬する諸本の關係を圖示すれば、略次の如くであらう。

永祿二年本  
類諸本系統  
表



### 三 枳園本

枳園本と永  
祿二年本類

枳園本と天  
正十八年本類

枳園本は門數十四であるが、錢數の一門は、永祿二年本類の諸本には數量門中にあるものであるから、之を門のやうに標したのは多分誤であらう。此の一門を除いた他の十三門は、時節が時候となつて居る事の外、其の數も名目も、全く永祿二年本類に一致する。時節を時候としたのは、天正十八年本類及び易林本類に例があつて、中にも天正十八年本類は、門數は枳園本より少いけれども、門の名目は總て枳園本と同一である。所收の語に於ても、枳園本は、永祿二年本類の中、第二種の諸本に一致し、其の所收の語は、殆皆之を收め、人名門に姓氏ある事も、又文字の用法も、此等の諸本と特徴を同じうするが、猶其の上に、天正十八年本類に存する語をも加へてあつて（何れの印度本にも、本文に存せぬ日本諸國の名や、五山の名を天地門に收めたなど、著しい例である）、永祿二年本類と天正十八年本類とを合成した跡を示して居る。殊に、涙<sup>アラシ</sup>、跔<sup>アシナガ</sup>がナ部及びア部の支體門

と言語門とに重出し(涙は永祿二年本類には言語に、天正十八年本類には支體にあり、<sup>アシテ</sup>涙は永祿二年本類には支體に、天正十八年本類には言語に見えて居る。但、涙は前田本のみには支體にある)鮓の異字の中、鮓及び鮎と、煮とがス部の畜類門と食物門とに分れて出で居る如きは(永祿二年本類ス部畜類門には鮓鮒鮎の三字があり、天正十八年本類同部食物門には煮鮒鮎の三字がある)此の兩類の本を合成した明證である。附錄は、天正十八年本類の内、森氏本に殆全く同じく、唯、數字の異體が無いのと國花合紀集拔書があるのとだけの相違である(數字異體は、此の本のイ部數量門中にあるから省いたのであらう)。國花合紀集拔書は永祿二年本類の多くの附錄中に存する)。又、此の本の如く上下兩卷に分ち、ヤ部以下を下卷としたのは、易林本類の外には天正十八年本類中の天正十八年本、森氏本に例があるのみである(冊を分つたものは、猶、増刊本や永祿二年本類中にもあるが、卷を分つたのは此處に掲げただけである)。

此に由つて觀れば、樹園本は、主として永祿二年本類に屬する一本

(殊に、其の第二種の諸本に近いもの)に基づいたものであるが、伊勢本に屬する天正十八年本類の一本に據つて語を増補したのみならず、門名をも更へ、多少體裁をも改めたものであるから、純然たる印度本ではなく、伊勢本の系統を混へたものである。此の如く、此の本は、永祿二年本類と天正十八年本類とを合成したものであるから、其の成立は、此の兩類の成立よりも後である事勿論である。

#### 四 弘治二年本類と永祿二年本類

印度本に屬する三類の中、枳園本は其の系統既に前項に述べた如くであつて、他類との關係も亦之に依つて明であるから、他の二類、即、弘治二年本類と永祿二年本類との相互の關係に就いて考察するに、先、門數に於て、弘治二年本類は本來十五門、永祿二年本類は本來十三門であつて、弘治二年本類にあつて永祿二年本類に無いものは、光彩、衣服、病名の三門、永祿二年本類にあつて弘治二年本類に無いものは、樂名の一門である。今、此等の門所收の語に就いて考ふ

るに弘治二年本類の光彩門所收の語は、永祿二年本類に於ては、ク部のは言語に、ア部のは財寶に、ミ部のは草木に、モ部のは財寶に收めてあり、衣服門所收の語は、永祿二年本類の財寶に(但、弘治二年本又は永祿十一年本にのみ存する衣服門にある語は、永祿二年本類には無いものもある)、又病名門所收の語は支體に收めてあるが、和漢通用集以外の弘治二年本類、殊に、圖書寮零本に於ける門の順序に依つて見れば、永祿二年本類に於ては、此等諸門の語を、大抵其の直前にある門に合併した事となるのである。語の順序から見ても、此等の門にあつた語は、大概新に收められた門の最後に位し、其の門にもとより存する語の後に附け加へたものである事を示して居る(此の事は、永祿二年本類でも、比較的多くの點に於て原本に近いと認められる永祿五年本の如きものに於て、殊に著しい)。次に、永祿二年本類にのみ存する樂名門は、ハ部にあつて、拔頭以下五語を收めてあるが、此等の語は、弘治二年本類に於ては、弘治二年本及び永祿十一年本の力部財寶門にある「樂名」の註の中には存するが、圖書

寮零本、和漢通用集には全く見えないから、多分、弘治二年本類の原本には無かつたので、永祿二年本類に於て新に加へたものであらう（前田本、經亮本及び五辻本には、ハ部の外に、韻、音樂、伎樂など題した門があるが、同類の他本には見えないから、恐らく此等の本での新加であらう）。かくの如く、弘治二年本類にのみ存する門に収めた語は、總て永祿二年本類の中に收められて居るが、永祿二年本類にのみ存する門は、此の類に於て新に加へたもので、弘治二年本類には、本來、門名のみならず語までも無かつたものと認められる。

以上は、此の兩類の諸本に亘り存せぬ門に就いての觀察であるが、兩類に共に存する門であつても、各部に就いて一々比較すれば、或は内容の一致せぬものもあり、或は一方にあつて他方に無いものもある。數量門の如きは其の著しい例である。弘治二年本類に於てイ部に數量門のあるのは和漢通用集のみで、これには「員數」「一艘」、「正」などの語を收めてあるが、弘治二年本と永祿十一年本に於ては、數量門を立てずして此等の語を言語門に併せてある。併しながら、

此の兩本には此の門に「言語數量」と標してあるから、弘治二年本類に於ては數量門を立てたのが原の形である事明である。永祿二年本類に於ても、イ部に數量門はあるけれども、其の所收の語は數字の異體と錢數とであつて(但、兩足院本には錢數は無い)、弘治二年本類のイ部數量門と内容が違つて居る。併しながら、弘治二年本類のイ部數量門に存する語は、永祿二年本類に無いのではなく、其の言語門中にあるのである。さうして、永祿二年本類のイ部數量門に存する語は、弘治二年本類に於ては附錄の中に收めてある(但、和漢通用集には見えない)。此に由つて觀れば、永祿二年本類は弘治二年本類に存する如きイ部數量門を言語門に併せ、更に弘治二年本類の如き本の附錄から、數字の異體及び錢數を取り來つて、之を本文中に收め、新に數量門を立てたのである。語の順序から見ても、利漢通用集の如くイ部數量門が言語門の直前に在つたのを、其の儘併せた事明であつて、弘治二年本及び永祿十一年本のイ部言語數量門に於ても數量に關する語が先に在るが、永祿二年本類のイ部言語

門に於ても、亦、數量に關する語が最初にあり、次に言語に關する語があつて、其の後に、新に立てた數量門が來るのである。又、永祿二年本類にはニ部ヲ部マ部テ部に數量門があつて、「一王」「億」「萬」「兆」を收めてあるが（但、前田本には、ニ部には數量に關する語なく、ヲ部とテ部には之を言語門の終に收めて門と立てないけれども、これは、多分、後になつて併せたものであらう）、此等の語は、何れも弘治二年本類の本文ではなく、附錄の中に見えるものであつて（和漢通用集には見えないものもある）、これも亦弘治二年本類の如き本の附錄から本文中に收めて數量門を立てたのである。又、弘治二年本類の中、ヒ部に衣服門のあるのは和漢通用集のみであるけれども、他の三本には衣服財寶兩門の語を併せて一門とし財寶衣服と名づけてあるから、衣服門のある方が原の形と考へられるのであるが、永祿二年本類には之を財寶門に併せてある。

此等の事實に據つて見れば、門の立て方に於ては、弘治二年本類の方が原形に近く、永祿二年本類は、もとの門を合併して其の數を減

て、多くの變更を加へたものである。但、弘治二年本類のハ部には食物門なくして、之に關する語は財寶門中に收めてあるのに、永祿二年本類に於ては、食物門を立て、食物に關する語を收め、恰も、弘治二年本類の一門を永祿二年本類に於て二門に分つたやうに見えるけれども、永祿十一年本に於て弘治二年本類の財寶門に當る門に「財寶食服」と標したのを以て思へば、弘治二年本類には元來二門であつたのを、現在の諸本に於て合併したのであつて、此の處は永祿二年本類の方が原の形を存するものである。されば、現在の弘治二年本類の諸本を以て直に永祿二年本類の原本とする事は出來ないけれども、永祿二年本類は弘治二年本類の原本に近い本に基づいたもので、現在の弘治二年本類は、比較的多く、永祿二年本類原本の出た所の本の面目を存するものと云ふべきである。

以上は門の立て方に就いての觀察であるが、次に語の註に就いて見るに、弘治二年本類は、永祿二年本類に比して、概して疎略であつ

て、一見、永祿二年本類のを省略したものゝやうに思はれるけれども、必しも悉くさうではない。弘治二年本類に於て、註の比較的委しいのは、永祿十一年本であつて、これが此の類の原本の形に近いものと思はれるのであるが、之を永祿二年本類に比すれば、必しも甚しく疎略とする事は出來ないのみならず、弘治二年本類に存する註が、永祿二年本類には全く無いのもあり、又之を簡略にしたのもある。例へば、弘治二年本類には「落着」に「始終」と註し、「落題」に「詩歌所言」と註し、「落墮」に「還俗」と註し、「櫛」に「木也」と註してあるが、永祿二年本類には此等の註は全く無い。又、弘治二年本類には「豕子」に「雜五行書云十月豕日食餅令人無病見于太平御覽餅部又說豕能生多子故女人羨之十月豕日獻餅祝之豕與猪亥通用也」と註し(弘治二年本には語句の前後した所がある。又、和漢通用集には「十月の豕日餅を賞翫す祝儀也」とある)、「上戸」には「日本呼飲酒人曰——私云見」と註し(和漢通用集には「——」の下に「東林廣記見へたり」とあるから「見」の下に「事林廣記」の四字を誤つて脱したのであらう)、「鑓」には「鉄物類篇云楚

「續切平本器」上註してあるが、永祿二年本類に於ては「豕子」の註には「又說以下無く、上戸」の註には「私云以下なく、鏟」の註には「類篇云以下が缺けて居る（但、五辻本には「鏟」の字無く、上戸」には「呼不飲酒云下戸」と註してある）。此等は、弘治二年本類に於て増補したものと見られない事もないけれども、永祿二年本類の「荆軻」の註「深父養樊於期」の如きは、弘治二年本類の同語の註「——深父養以樊於期首入秦」を省略したものと見るの外なく、永祿二年本類の註が弘治二年本類の如きものから出た事を明確に證するものである。又、永祿二年本類シ部人名門「淨藏貴所」の註に

祈八坂塔不傾、山城忍人也、諫議大夫善清行八子也、延喜時人也、四歲讀千字文、聞一知二、十二歲出家爲天梯慈覺弟子、中齡草創雲居寺矣、落墮之後行力尙不衰、祈鴨河水而逆流、祈八坂塔不傾、或祈隣家桃實與諸子、奇恵甚多、不遑枚舉焉（本によつて語句に多少の相違がある。今は前田本に基づき、永祿五年本によつて誤字を訂して挙げたのである。堯空本には、猶此の後に「又云金峯山日藏上人

兄淨藏貴僧入滅者康保元甲子十一月廿一日也年七十四」とある)とあつて、最初の「祈八坂塔不傾」の一旬は下文と重複してゐる。然るに、弘治二年本類には、永祿十一年本の外は、皆

### 祈八坂塔不傾

とあるのみである。此に由つて觀れば、永祿二年本類は、此の弘治二年本類にあるやうな註に「山城弒人也」以下の長い文を附け加へたものである。併しながら、猶根源に溯つて考ふるに、弘治二年本類の諸本中、「祈八坂塔不傾」と註したのは、永祿十一年本以外の三本であつて、永祿十一年本には「山城弒人也諫議大夫善清行八子也」云々(以下永祿二年本類に同じ)の長い註がある。されば、弘治二年本類の原本の註は永祿十一年本の如きものであつたので、他の三本は之を省略したのであらう。さうして、永祿二年本類のは、此の省略したものに、更に増補を加へたものであつて、直接ではないけれども、やはり弘治二年本類の原本の如きものから出たのである。

所收の語の比較

附錄の比較

本のやうなものから出たものであつて、註から見れば、永祿二年本類原本の基づく所の本は、弘治二年本原本に似たものであるといふ事が出来る。

次に所收の語に於ては、弘治二年本類の諸本に通じて存する語は、大概、永祿二年本類の諸本何れにも存し、永祿二年本類の原本は、弘治二年本類の原本に近い本に、稍多くの語を増したものと認められる。又、附錄に於ても、弘治二年本類にあつて永祿二年本類に無いものは、附錄になくとも其の本文中に存するものが少くないが(十二律、八音、錢數、十三佛并十王、二王、五衰など)、永祿二年本類にあつて弘治二年本類に無いものは、其の本文中にも全く見えない。之に據つて、永祿二年本類の原本は、弘治二年本などの如き附錄を有する本から出て、其の附錄の多くを本文中に收め、且、新に附錄を増加したものである事を推測する事が出来る。

二年本類の原本に類似した一本を基とし、其の門を或は併せ或は加へ、語と附録を増し、註を委しくしたものであつて、弘治二年本類は、多くの點に於て永祿二年本類原本の基づく所の本の面目を存するものと云ふべきである。

果して然らば、弘治二年本類の原本と、永祿二年本類の原本の基づく所の本とは、同一の原本から出た二つの異本であつて、其の原本の状態は、此の兩種の諸本によつて略推測する事が出来る。さうして、印度本に屬する三類の中、枳園本は永祿二年本類の一本に伊勢本に屬する天正十八年本類の一本を併せたもので、印度本以外の系統を混へたものであるから、弘治二年本類と永祿二年本類との原本は、即、印度本の原本と云つて好いのである。以上述べ來つた所によれば、印度本に屬する諸本の系統は、略次の如くであらう。

印度本原本

弘治二年本類原本 — 弘治二年本類諸本

(伊勢本) 天正十八年本類諸本

枳園本

印度本原本の有様を、印度本に屬する諸本に依つて推測するに、概して弘治二年本類の原本に類似し、部は四十四であつて、「ゐ」「お」「ゑ」の三部を「い」「を」「え」に併せ、門は、天地、時節、草木、人倫、人名、官名、支體、病名、畜類、財寶、衣服、光彩、食物、數量、言語の十五であつて、其の數は弘治二年本類原本に等しいが、一々の部に就いて見れば、多分、之よりも多いであらう。所收の語は、弘治二年本類原本よりも稍少くして、大體、圖書寮零本又は和漢通用集の中から、永祿五年本に見えない語を除き去つたものに近く、註は詳細で、永祿十一年本のやうであるか、又は之よりも稍委しの位であらう。

### 第三節 「伊勢」本に屬する諸本の關係

伊勢本に屬する諸本は、天正十八年本類の外は、皆、一類一本であつて、同類中の諸本相互の關係を論ずる必要は極めて少いから、此の爲に特に項を立てずして、初から異類の諸本の關係に就いて考察しよう。

天正二十年本と伊京集とは、其の部名の文字も全く相同じく、門名及び門の順序も極めてよく類似し、同一の原本から出たものである事疑無いけれども、門數に於て、天正二十年本は十四門、伊京集は十三門であつて、伊京集に於ては、色物、即、光彩の一門が、其の門所收の語と共に缺けて居り、且、所收の語に於ても一致するものは比較的多くない。殊に、伊京集にあつて天正二十年本に無い諸語は、伊京集に於ても大概各門の終に在り、且、其の多くは天正二十年本以外の諸本にも見えないものであつて、明に伊京集に於ける増補と認められる。併しながら、天正二十年本にあつて伊京集に無い語もまた少くないのであるから、此の兩本は、其の根源を同じうするものながら、比較的早く分れて各特殊の語を増補し、殊に天正二十年本に於ては、新に色物の一門を加へたものと思はれる。

部名の文字、門名、門數、門の順序及び所收の語等の諸點に於て、天正二十年本及び伊京集に極めて近いのは温故堂本である。温故堂本は、「え」部の外に「ゑ」部を立て、四十五部としてあるのであって、此

の點は、此の兩本のみならず、増刊本以外の何れの本とも一致しないのであるが、其の他の點に於ては此の兩本と特徴を同じうし、殊に門數十四であつて、色即、光彩門を有する事は天正二十年本に一致する。所收の語に於ても、天正二十年本の此の本と一致するものは、其の伊京集と一致するものよりも遙に多く、天正二十年本の溫故堂本に對する關係は、其の伊京集に對するものよりも、遙に親密である事を思はせる。

天正二十年本と溫故堂本との所收の語を對照して見るに、互に一致する語は大概初にあり、互に一致しない語は終にあつて、同一の原本に、各、新なる語を添加した痕跡を存して居る。さうして、其の増補は、溫故堂本の方が多くして、語のみならず新に門を加へた所も見えるが、天正二十年本に無い「ゑ」部が溫故堂本に存するのも、亦其の本來の形でなく、やはり後の補入であるべき事、既に述べた如くである(第一節、二参照)。されば、此の兩本から互に一致しない部分を除き去れば、略、此の兩本が出た所の原本の面目を髣髴する事が出

天正二十年  
本の原本  
其の體裁

伊京集、天  
正二十年本  
及び温故堂  
本の系統

来る(但、温故堂本には誤脱があると認められる個所が少くないから、これは斟酌しなければならない)。今、此の兩本の原本を、假に天正二十年本の原本と稱する事とすれば、此の天正二十年本の原本は、部數は四十四であつて「ゑ」部なく、門數は十四であつて色物、即、光彩門を含み、語は天正二十年本より稍少く、註は委しい方であらう。之を伊京集に比するに、色物の一門だけ多く、語も増加した所が多いが、又、伊京集にあつて此の本にないものもある。されば、伊京集と天正二十年本原本とは、同一の根源から出て各特殊の増補を施したもので、天正二十年本原本では色物の一門をも加へたのであらう。天正二十年本と温故堂本とは、天正二十年本原本から出て、又各増補を加へ、温故堂本に於ては「ゑ」部までも附け加へたのであらう。

天正十八年  
本類の諸本

天正十八年本類に屬する諸本は、其の部名の文字、門名、門數並に門の順序に於て互に大なる相違は無い。所收の語は、天正十八年本と森氏本とが最も多く、黒川本之に次ぎ、慶長十二年本は最少くして、比較的、此の類の原本に近いものと認められる。今、此の類の諸本を、前

述の天正二十年本以下三本に比するに、先門數に於て、彼は十三乃至十四門であるのに、此は唯九門のみであつて、非常に懸隔がある。やうに見えるけれども、天正二十年本以下の官名人名兩門の語は、天正十八年本類に於ては人倫門中に收め、衣服門の語は財寶門に、數量色物兩門の語は言語進退門に收めてあつて、門名は無いけれども、語はあるのである。さうして、此の類の諸本の人倫門所收の語が、大體、人倫官名人名の順序になり、財寶門所收の語が、概して財寶衣服の順序になつて居るなど、天正二十年本以下の門の順序と全く同じく、天正二十年本や溫故堂本に存する如き門を合併したものと認められる。しかのみならず、一々の部に就いて、其の門數を比較するに、天正二十年本等の方が多い部の數は、天正十八年本類の方が多いものに比して却つて少く(第三章第四節、四参照)、天正十八年本類の方が原始の状態に近いとは考へられないのである。又、天正十八年本類の所收の語は多方であつて、天正二十年本と溫故堂本とに共通する語は大抵之を含み、其の上、更に多くの新な語が

天正十八年  
本類と天正  
二十年本の  
原本との關  
係

加はつて居るが、其の加はつた語は、天正二十年本又は温故堂本にのみ存する語に一致するものが少くない。部名の文字も、温故堂本とは唯一つ、天正二十年本とは三つの差異あるのみである。此等の事實に依つて觀れば、天正十八年本類は、其の根源に於て、天正二十年本及び温故堂本と親密な關係があるものであつて、其の原本の基づく所の本は、天正二十年本の原本と同一ではあるまいけれども(天正二十年本、温故堂本に共に存する語で、天正十八年本類に見えない語も間々あるからである)、之に極めて類似したものであらうと考へられる。

天正十八年本類は、各部に於ける門の順序が一定して、亂れた所は殆全く無い。是は他類の諸本に於て、殆、例の無い所である。又、同門中に於ける語の排列も、漢字二字のものを先にし、一字のものを後にして、順序整然として居る(現存の諸本では、必しも悉く此の順序に従つては居ないけれども、大概正しく、中にも、慶長十二年本の如きは甚整齊である。原本では極めて正しかつたであらうと思はれる)。

類の諸本の如く混雜したのは、轉寫や增補の際に亂れたものかとの疑も起らないではないが、我々は寧、もと混亂して居たのを、此の類の原本に至つて整理したものであらうと考へる。他類の諸本に於て畜類門に收めた鮓鮓スジヌカを、此の類に於て食物門に收めたやうな所收の門の相違も、亦、もとの本の不適當なのを、此の類の原本に至つて改め訂したものであらう。

天正十八年  
本類の系統

要するに、天正十八年本類の原本は、天正二十年本の原本に極めて近い本を基とし、其の門を併せて九門とし、部によつては門を増した所もある。多くの語を補入し、門及び語の順序を始め一般に體裁を整へたものであつて、現存の諸本は、此の原本から出て、各幾分の増補變改を経たものであらう。

増刊本は、「え」部の外に「ゑ」部を立てたものであつて、此の點に於て他本に類なく、唯、溫故堂本のみ之に一致する。たゞ「ゑ」部があるといふ事のみならず、ゑ部中の門數及び門名も全く溫故堂本に等しく、

増刊本  
本類の系統

増刊本と溫  
故堂本

類  
正十八年本  
増刊本と天

其の各門所收の語も、二三の差があるのみで、殆皆之に一致する、又部名の文字も、唯六つを除くの外は、總て温故堂本に同じく、附錄も温故堂本にあるものは皆存し、殊に、支干の名に異名を註せずして音訓と唐音とを附けたのは、此の本の外には、温故堂本と伊京集にのみ見る特徴である。かくの如く、増刊本は、温故堂本に一致する所が多いと共に、又他方に於て天正十八年本類に極めてよく似た點がある。先此の本のヰ部に

伊与井音便雖異皆以書于前伊字内  
とあるのは天正十八年本類に

伊与井音雖異皆以書于前之伊字内

とあるのと殆全く同じくして、其の他の諸本には類の無い所である。又此の本の如くヤ部以下を下冊としたのは、易林本類や永祿二年本類の中などにもあるけれども、伊勢本中では天正十八年本類にのみ存する特徴である。

かくの如く、増刊本は、温故堂本と天正十八年本類との特徴を兼ね

偏へて居るのであるが門立てに於ても、増刊本は、天地、時節、人倫、人名、畜類、草木、食服、器財、支體、言語の十門に分れて居るのであって、諸本中之と全く同一なものは一もないけれども、之に最近いのは天正十八年本類であつて、之より人名の一門が少いだけである。時節門は、天正十八年本類では時候門とあるから、増刊本は、寧、溫故堂本の方に一致する。食服器財の二門は、天正十八年本類には財寶食物の二門となり、溫故堂本には財寶衣服食物の三門となつて居るから、増刊本は此の兩類の孰れにも一致しない。啻に此の兩類のみならず、此の點に於て増刊本に等しいものは、易林本類を除いては一も無いのである。併しながら、前に推定した如く、天正十八年本類の財寶食物の二門は、其の根源に溯れば、溫故堂本に於けるが如く、財寶衣服食物の三門に分れて居たのを、天正十八年本類の原本に至つて、其の中の衣服を財寶に併せた爲、二門となつたのであるが、増刊本の器財食服の二門も、やはり溫故堂本の如き三門から出たものであつて、其の衣服を食物に併せたものであらう。かやうな門の

立て方は、増刊本になつてから出來たものか、溫故堂本又は天正十八年本類の異本に於て既に存し、増刊本は唯之を襲つたに過ぎないかは明でないけれども、兎に角、増刊本の門立ては溫故堂本や天正十八年本類と、左程縁の遠いものではない。かやうな、一般に亘る相違は姑く措き、各部に就いて門の異同多少を檢するに、増刊本は、大概天正十八年本類に等しく、適之と異なる所があれば、其は殆皆溫故堂本に一致する。かの、増刊本にあつて天正十八年本類に見えない人名門も、其の在る場所は悉く溫故堂本に一致するのであるから、溫故堂本に依つて補入したものである事明である。所收の語に於ても、増刊本は、天正十八年本類の諸本の何れにも存する語と溫故堂本にある語とは大抵之を含有し、更に新に加へた語も少からずあり、註は、大體天正十八年本類に同じくして、更に増加した跡が見える。

えない語も往々あるから、どちらも現在の本とは少し違つた異本に基づき、之を合併して、猶、新に語を加へ註をも増したものであらう。又、此の本にある語で、天正十八年本類、溫故堂本のみならず、他の何れの本とも一致せずして、唯、枳園本にのみ一致するものも間々ある（殊に名所の名に多い）。枳園本は、前述の如く、永祿二年本類の一本に天正十八年本類の一本を併せたものであるから、或は天正十八年本類の中に此等の語を有する異本があつて、増刊本も枳園本も、共に、編輯の際、此の異本を用ゐたのではあるまいかとも考へられる。猶、前述の如く、此の本に存する器財食服の二門は、他本に類なく、唯易林本類にのみ一致する事、附錄には、他の伊勢本に於ては例の無い日本國郡名のある事などから考へて見れば、前掲の兩本の外、猶、此の本の集成に資した他の異本（殊に伊勢本に屬せざるもの）が有りはしまいかとの疑も起るのであるが、未だ之を確める事は出來ない（但、此の本の内容から見れば、易林本類との關係は無ささうである）。

饅頭屋本  
饅頭屋本と  
天正二十年  
本

饅頭屋本は、門數十一であつて、此の點に於て他に之と等しいもの無く、畜類、言語の二門を、生類、雜用と名づけたのも亦他本に類を見ない。今、之を天正二十年本に比すれば、衣服、色物、數量の三門だけ少いけれども、それは、唯、門名が無いのみで、其の門所收の語は大概此の本の他の門中に見えて居り、又、一々の部に就いて見れば、此の本の方が門數の多い部が却つて多い。門の順序は、大體、人倫人名官名支體と續いて居て、天正二十年本の人倫官名人名支體と續くのと相違があるけれども、一々の部に就いて比較すれば、一致する所が少くないのみならず、イ部草木門が生類門の下に來り、ニ部財寶門が人倫門の上に來り、ホ部食物門が人倫門の上に來るなど、天正二十年本と特徴を同じうする所が多い。所收の語に於ても、天正二十年本、殊に其の原本に存する語は大抵之を含み、更に多くの語を補つて、其が爲、新に門を立てた所もある（イ部支體門、ニ部官名門、ソ部時節門など其の例である）。唯、人名に關する語は、ト部人名門に收めた「融大臣」の外、一も無いのは、天正二十年本のみならず、あらゆる他

の諸本に例を見ない所である。これは、もと有つたのを略したのか、又は、もとから無かつたのか、十分明でないけれども、天正二十年本、并に之に類似した伊京集及び温故堂本に存する人名門は、饅頭屋本に於ては門も語も全く存せず、饅頭屋本にある唯一のト部人名門は、天正二十年本以下の諸本に於ては何處にも見えないのを以て觀れば、饅頭屋本の人名門は後に附け加へたものであつて、其の原本には全く人名に關する語を缺いて居たのではあるまいかと疑はれる。若し、果して然らば、此の本の原本は、何れの本にも一致せぬ特異な點を有するものである。人名に關するもの以外の語に於ては、天正二十年本の原本に存する語は、大抵饅頭屋本にあるけれども、又、往々之に見えないものもある。其は、多くは同語異字のものであるが、又、さうで無いものもあつて、殊に、天正二十年本のみならず他の何れの本にも存する語で、此の本にのみ無いものがある（一部天地門の「印度」、ス部天地門の「須磨」など）。猶委しく調査すれば、門の數、門の順序、所收の語などに於て、天正二十年本よりも、寧、温故堂本

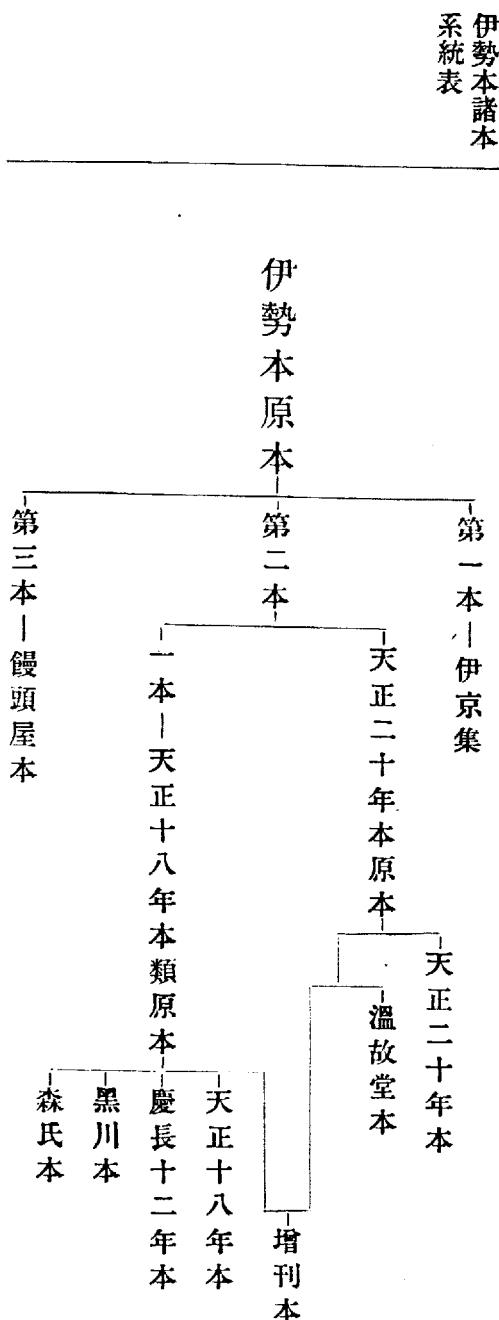
に似た所もあり(イ部ヲ部に支體を加へたなど)又、天正十八年本類に近い所も見えるが、此等の諸本に無い語も多くあり、語の順序も此等に一致しない所が多い。されば、饅頭屋本は、天正二十年本及び之に類した諸本に近いけれども、又、相違ある點も少くないのである。饅頭屋本の附錄は、京師九陌の外には、名乗集があるばかりであるが、名乗集は、伊勢本に於ては、此の本と天正十八年本の外には存せず、且、此の本の名乗集は天正十八年本所收のものとも其の體裁内容を異にするから、多分此の本での増加であらう。これを除き去れば、附錄の最少い伊京集に比しても、十千十二支だけ少いのであるが、十千十二支の名は、此の本には、其の訓に依つて、それぐの部の時節門中に分ち收めてあるので、之に異名を註してない事も伊京集及び溫故堂本に一致する。想ふに、饅頭屋本の十千十二支は、もと、伊京集及び溫故堂本の如く附錄にあつたのを、本文中に移し收めたものであらう。

要するに、饅頭屋本は、天正十八年本類よりは一層天正二十年本及

び溫故堂本に類似し、之と特徴を同じうする點も多く、勿論、同系統に屬するものであるけれども、其の天正二十年本等との關係は、天正二十年本等の天正十八年本類に對する關係よりは疎遠なものと認められる。想ふに、此の本は、天正二十年本の原本に似て更に所收の語の少い（恐らく門數も少い）一本を原本とし、其の門及び語に増訂を加へたものであらう。此の本を、伊京集に比すれば、互に一致する語は比較的多くない。此の本の原本は、伊京集の原本ともまた違つたもので、其よりは、寧、天正二十年本の原本に近いものと推測せられる。

以上、伊勢本に屬する諸本に就いて考察した所を總括して考ふるに、現在の伊勢本は、略、三つの異本から出たものと思はれる。第一は、伊京集の原本であつて、伊京集は之に語を増加したものである。第二は、第一のに近いが、之より光彩の一門だけ多いものであつて、天正二十年本の原本はこれに語を増したもの、天正二十年本と溫故堂本とは、更に、天正二十年本の原本に各特殊の增補を加へたもの

である。天正十八年本類も、やはり、此の第二の本から出た一本を基とし、其の門を併せ、語を増し、體裁を整へたものである。第三は、第二の本に似て居るが、稍縁遠い異本であつて、多分、第二の本よりも人名門だけ少く、饅頭屋本は、之に幾分の整理と増補を施したものである。増刊本は、天正十八年本類に屬する一本と、溫故堂本に類する一本とを併せたものである。以上の關係を圖示すれば、略次の如くであらう。



現存の諸本に依つて、上述の三本、並に、三本の原本、即、伊勢本の原本の體裁を推測するに、部數は何れも四十四であつて、「る」「お」「ゑ」の三部を「い」「を」「え」に併せ、門は、第二本は、天地、時節、草木、人倫、官名、人名、身體、畜類、財寶、衣服、光彩、食物、數量、言語の十四であるが、第一本は、十三門であつて、光彩を缺き、第三本は、多分十三門であつて、人名門を缺いて居たかと思はれるから、伊勢本原本に於ては、光彩人名の兩門無く、總て十二門であつたのであらう。門の順序は、天正十八年本類のは後に整理したのであらうから、何れも、あまり整齊なものではなかつたであらう。註は、溫故堂本の稍簡單なのは後に略したものであらうから、第一第二の兩本は、天正二十年本、伊京集及び天正十八年本類の如く委しかつたであらう（但、天正十八年本類のは、後に増した所もある）。饅頭屋本の極めて簡略で且少いのは、もとよりのものか、又は後の省略か、容易に定め難いけれども、やはり委しいのを略したものかと思はれる（第四章第二節参照）。されば、第三本も亦委しかつたのである。所收の語は、多分、第一本が最少く、第二本が

多かつたであらう。第三本は明でないけれども、或は第二本よりも多かつたかと思はれる。さうして、伊勢本原本に於ては、第一本よりも更に少かつたであらう。かく考へ来れば、天正廿年本及び伊京集は、門も稍増加し、語も大に加はつて居るけれども、比較的多く伊勢本原本の状態を存するものと謂ふべきである。

#### 第四節 「乾」本に属する諸本の關係

乾本、即、易林本類に屬する諸本中平井版易林本と別版易林本とは、複刻の際、不用意に生じた差異を除けば、全然同一である。草書本は内容體裁とも、殆、易林本に等しく、唯、其の本文を草書平假名とし、其の附錄中に存する十幹十二枝十二時の異名をシ部數量門の終に移し、易林の跋を除き去り、少し語の順序を更へ、幾分か註を簡単にしただけであつて、易林本から出たものである事疑無い。

慶長十六年本は、易林本の本文を草書に改め、傍に楷書を附して、所謂眞草二行としたもので、一見した所では、草書本を基とし、傍に楷

平井版易林  
本と別版易  
林本  
草書本と易  
林本

慶長十六年  
本と易林本  
并に草書本

書を加へたやうに思はれ、且註の有様など草書本に似た點もあるけれども、假名は、草書本と違つて、總て片假名であつて、其の異體假名を用ゐた箇所までも、殆全く易林本に同じく、語の順序も、草書本よりも寧易林本に一致する所が多いから、此の本は、主として易林本に依り、傍草書本を參照して取捨して作つたものと考へられる。此の本は、易林本の附錄に存する十干十二支十二時の異名と數字の異體とをシ部數量門に移し、五山の條をコ部數量門に收め、新に廿四節并漏刻を附錄に加へたのみならず、又、本文にも變更を加へて居る。即、ト部と工部には食服門の次に新に器財門を立て、チ部には人倫門の次に新に官位門を立てた。此等、新加の門に存する語は、新に加へたものではなく、易林本のト部及び工部の食服門并にチ部の人倫門中にあるものであつて、其の語の意義から觀れば、これを併せたのは分類當を得ないので、別門とした方が正しいのである。さうであるから、此等は、慶長十六年本の方が原本の面目を存するもので、易林本は誤つて混同したのではあるまいかとの疑も起

るのであるが、其の門所收の語の順序によつて觀れば、慶長十六年  
本の工部器財門所收の語は、易林本では食服門の最後にあるから、  
もとあつた器財門の名を易林本に於て誤つて脱したものとも見  
られるけれども、ト部食服門及びチ部官位門所收の語は、易林本で  
は食服門及び人倫門中處々に散在して居て、唯門名を脱したのみ  
とは思はれない。寧、易林本の混亂して居たのを、慶長十六年本に於  
て新に門を立てゝ整理したものと見るべきである。

又、易林本の力部言語門を見るに、初に漢字二字の語があり、中頃に  
一字の語があり、終に又二字の語が出て居る。これは、言語門に於て、  
二字の語を先にし一字の語を後にするといふ易林本一般の通則  
に合はないのである。然るに、此の本の四十一丁と四十二丁とを入  
れ換へて、四十丁から直に四十二丁に續くものとすれば、二字の語  
は、皆一字の語の先に来る事となつて、一般的の例に適ふのみならず、  
四十丁の終の「嘉瑞」から四十二丁の最初の「嘉祝」「嘉例」に續く事とな  
つて、同じ頭字を有する熟字を續け舉けるといふ此の本の通則に

も合ふやうになるのである。依つて想ふに、易林本の四十一、四十二の二丁は、多分、丁附を誤つて前後したのであらう。草書本も亦此の誤を襲ひ、殊に、丁の分ち目が易林本と一致しないから、其の誤の起つた所以を知る事困難となつて居るが(此の事實に依つても、草書本の易林本から出たものである事明である)、慶長十六年本に於ては、語の順序は易林本と違つた所も間々あるけれども、二字の語を總て一字の語の前に置いて、もとの正しい形に復して居る。けれども、易林本の第四十一丁の最初にある「子戈」といふ語は、現在の版本に於てこそ第四十丁最後の「嘉瑞」と續いて居るけれども、丁の順序の誤を訂して易林本本来の面目に復すれば當然、第四十二丁の後に來つて、「嘉瑞」と一枚ばかりも隔つべき筈であるのに、慶長十六年本に於ても、やはり「嘉瑞」の直上に在つて、其の傍を離れないのを以て觀れば、慶長十六年本も、やはり順序の錯つた易林本版本に基づいたものである事疑無い。此の外にも、易林本の語の順序の亂れたのを、慶長十六年本に於て訂した所もあり(例へばシ部數量門の中

に於て「七」で始まる語の處々に散在して居るのを一個所に集めた  
など。但、これは草書本に於ても大體正しくなつて居る。又、一二、語を  
増加した所も見える。

慶長十六年  
本の系統

要するに、慶長十六年本は、易林本に整理を加へ、更に幾分の語と附  
録とを増加したものである。併しながら、かやうに改めたのは此の  
本が最初ではなくして、此の本出版の前年、即、慶長十五年に刊行し  
た二種の節用集(第二章附載一(7)及び(8))の内、何れかに於て、既に行  
はれて居て、此の本は、唯之を模したのみであるかも知れない。殊に  
慶長十五年草書本は、舊刻書目の解題によれば、本文を草書とし、之  
に片假名を附け、附録には五山の條なくして片假名の伊呂波があ  
るなど、慶長十六年本と特徴を同じうする所があるから、慶長十六  
年本は此の本に基づき、本文の左に楷書を加へ、附録に廿四節竝漏  
刻等を加へたものかとも考へられる。さすれば、上述の如き變改は、  
既に慶長十五年草書本に於て施されて居たかも知れないが、未だ  
實見しないから、何とも斷言し難い。

慶長十六年  
本と慶長十  
五年草書本  
との關係

かくの如く、乾本、即、易林本類の諸本は、總て易林本から出たものであつて、易林本は、あらゆる乾本の原本である。

乾本諸本系  
統表

易林本 草書本

慶長十六年本

### 第五節 印度本・伊勢本・乾本相互の關係

印度本、伊勢本、乾本の別は、唯、イ部天地門(又は乾坤門)最初の一語の相違のみに依つて立てたのであるが、此等三本の間の差異は、唯、此の一語のみに止まらずして、猶他にも存するのである。先、伊勢本と他の兩本との差異は、伊勢本に於ては、日本諸國の名を本文中に收め、それぐの部の天地門に置いたのに反し、他の兩本に於ては、之を一括して附錄中に列した點にある。但、印度本中なる枳園本には、日本諸國名を本文中に收めてあるが、此の本は純粹の印度本ではなくして、伊勢本の系統を混へたものであるから、もとより論ずるに足りない。又、伊勢本に屬する増刊本には、日本諸國名が、本文にも

伊勢本と他  
の兩本との  
差異

附錄にもあるけれども、これは、多分本來の面目ではなく、附錄のは他の本から探つて補つたものであらう。さうして、伊勢本に於て、「伊勢」といふ語がイ部天地門に存するのも、亦、斯の如き伊勢本の特質に基づくものであつて、他の兩本の如く、日本諸國名が本文中になければ、諸國名の一なる「伊勢」は、もとよりイ部天地門に存せず、従つて、イ部天地門が「伊勢」を以て始まる事は無い筈である。

乾本と他の  
兩本との差異

次に、乾本と他本との差異は、主として部と門との立て方に在つて、他の兩本では、「ゐ」「た」を「い」「を」に併せ、或は更に「ゑ」をも「え」に併せて四十五部又は四十四部としたのに對し、乾本は、此等を皆別の部にして、すべて四十七部としてある。門の名も、他本には、天地、畜類、財寶などあるのを、乾本には、乾坤、氣形、器財など名づけ、又、他に類無き神祇名字の二門がある。

本節に於ける研究の方  
法

かやうな體裁組織上の差異は、もとより重要な事であるが、印度、伊勢、乾の三本を識別する標識として探つた所のイ部天地門最初の語の差異其のものは、此等三本の系統的關係を決定するには、左程

有力なものではない。故に、今、此等三本の關係を考察するに當り、先、部門、所收の語、附錄並に註などの諸點に就いて比較對照し、之に依つて、略、諸本の關係を明め、然る後、「印度」「伊勢」「乾」などの語がイ部天地門の最初に立つに至つた由來を考究しようと思ふのである。

### 一 「印度」本と「伊勢」本

印度本原本  
と天正二十  
年本  
部門の比較

第二節に於て述べた如く、印度本に屬する諸本は、皆同一の原本から出たものであつて、其の原本は、多くの點に於て弘治二年本類の原本に似たものと推測せられる。今、此の印度本の原本に最近いものを他の種類の諸本中に求むれば、伊勢本の中なる天正二十年本がある。此の本を印度本原本と比較するに、部數は共に四十四である。此の本を印度本原本と比較するに、部數は印度本原本の十五つて、「る」「お」「ゑ」の三部を「い」「を」「え」に併せ、門數は印度本原本の十五であるに對し、天正二十年本は十四であつて、病名の一門だけ少いけれども、他は全く一致し、病名門も、門名が無いばかりで、語は支體部門中に存するのである。門名は、天正二十年本には、支體を體とし、光

彩を色物としたなど小異もあるけれども、言語門を言語進退と名づけたのは、印度本中、比較的原本に近い弘治二年本類の、和漢通用集以外の總ての本と一致する。各部に於ける門の順序も、ニホ兩部の草木の次に財寶を置いたなど、天正二十年本と弘治二年本類(但、和漢通用集を除く)并に永祿二年本及び永祿五年本と特徵を同じうする所がある(但、天正二十年本のホ部草木門の次にあるのは衣服門であるが、其の門所收の語は他本の財寶門の前半と同様であるから、同じものと見て差支ない)。一々の部中に於ける門の數は、互に出入があつて、天正二十年本で分れて居るのを印度本の方で併せたのもあり(ホ部衣服財寶兩門の如き)、又、印度本で分れて居るのを天正二十年本の方で併せたのもあつて(ミ部草木光彩の兩門、キ部財寶衣服の兩門など)。印度本でも、永祿二年本類では此等を併せたが、印度本原本では分れて居たものと思はれる、直に一方を他のものゝ原本とする事は出來ないけれども、門名なくとも語が存する場合には、其の門あるものと見做す時は、天正二十年本に存する

門は殆皆印度本に存し、印度本原本は、天正二十年本に似て之よりも根源に近い本に、處々新に門を補つたものと見る事が出来る。

上述の如き、天正二十年本の印度本に一致する諸點は、多くは、伊京集及び溫故堂本にも存するのであつて、殊に溫故堂本は、各部に於ける門立てなど、天正二十年本よりも却つてよく印度本原本に一致する所も見えるけれども、溫故堂本に於て新に加へた部及び門が、印度本には全く無いのもあり（部ではエ部、門ではホ部時節門など）、又、有つても内容の一致せぬなどあつて（エ部支體門など）、必しも此の本が天正二十年本よりも印度本原本に近いと云ふ事は出来ない。併しながら、天正二十年本も溫故堂本も、共に天正二十年本の原本から出たものであるから、印度本原本に最近いのは、寧、天正二十年本の原本であつたと考へる事が出来るのである。

所收の語に於ては、印度本と伊勢本との間に一般に存する差異、即日本諸國名が本文中にあるか無いかを別として、大體、天正二十年本、殊に其の原本に存する語は、印度本の諸本に通じて存し、且、語の

所收の語が  
ら見た印度  
本と天正二  
十年本との  
關係

順序も、圖書寮零本、永祿五年本など、多くの點に於て印度原本に近いと認められる諸本に於ては、天正二十年本と一致する語は總て初にあり、之に一致せぬ語は其の後になつて、印度本が天正二十年本に類した本に増補を加へたものである事を明示する個所が少くない。一二の例を挙げれば

### ス部官名門

(圖書寮零本及び永祿五年本) 介亮助佐輔祐典侍

### ス部草木門

(圖書寮零本) 水仙花 醉楊妃 酸漿草 天門冬 蘇枋 葱  
蓼 杉 榛 菖 薄 莖菜 莖 芭 篓 李 樟 楚

氣條 瑞香花

天正二十年本には最後に「<sup>ス</sup>」の一語がある。

### ラ部財寶門

(圖書寮零本) 蠟燭 蠟茶 粧物 落索 禮紙 朗詠 蘭麝

ラ部 天地門

(永祿五年本)。蘭若。卵塔。廊下。落處。蟲。乱杭。埒。欄  
干

天正二十年本には最後に「柵」の一語がある。

此の中、。を附けたのが天正二十年本に見える語であつて、他は之に見えないものである。

次に、語の註に就いて見るに、永祿二年本類シ部人名門「淨藏貴所」の註に「祈八坂塔不傾山城忍人也諫議大夫善清行八子也」云々とあるのは、永祿十一年本以外の弘治二年本類の註の如く「祈八坂塔不傾」とあつたのを増補したもので、此の弘治二年本類の註は、更に、永祿十一年本の如く「山城忍人也諫議大夫善清行八子也」云々とあるものから出たのであつて、印度本原本の註は、即永祿十一年本の如きものであるべき事、第二節四に述べた如くであるが、天正二十年本に「山城人也」とあり、伊京集に「山城忍人也善清行第八子也延喜時人

也禱八坂之塔人也」とあるのも、やはり永祿十一年本のやうな註を節畧したものである。又、イ部言語門「犬追者」の註に弘治二年本類に有玉藻前之故夏(永祿十一年本には此の下に「云々」の二字がある)とあるのは、永祿二年本類の註

昔西域有班足王、其夫人惡虐過人、勸王取千人首、其後出生于支那國作周幽王后、其名曰褒姒、滅國惑人死後出生于日本近衛院御宇、號玉藻前、傷人無極、後化成白狐害人惟多、時俗欲驅之先追走犬以試其射騎、白狐知之化而成石、飛禽走獸當其殺氣者莫不立斃、故謂之殺生石、千今在下野國那須野原也、犬追者始于此矣、但聽之古老口號雖不知本說且載之而已、又注云你元來石頭喚謂殺生石、靈從何來、受業報如是乎、去々自今以後、你佛性一具如全體、三度摩頂云、會取々々謂頭石振動三烈破、應永二孟春十一日玄翁峩山門弟廿五人之内心昭侍者云々(永祿五年本による)、但誤字は前田本によつて訂正した

の如きものから出たので、印度本原本の註は、恐らく永祿二年本類

註から見た  
印度本原本  
と天正二十  
年本との關  
係

印度本原本  
と天正二十  
年本との關  
係

の如く、委じいものであつたのであらう（但、又注云以下は永祿二年  
本類での増加かも知れない）。天正二十年本に  
在玉藻前故吏云未知本説

とあるのも、亦印度本原本の如きものから出たものと思はれる。此  
等の例によつて觀ても、天正二十年本を直に印度本原本の基づく  
所のものとする事は出來ないけれども、兩者根源を同じうするも  
のである事は明である。

以上述べ來つた所によれば、印度本は天正二十年本に一致する點  
多く、印度本原本は、恐らく天正二十年本原本に近い本から出て、之  
に語を補ひ、門を加へ、附錄をも増して出來たものであつて、其の註  
は天正二十年本よりも一層根源の有様を存するものと思はれる。  
斯の如く、印度本原本の出た所の本は、伊勢本なる天正二十年本の  
原本に類似したものであつて、兩者根源を同じうするものとすれば、此の兩本の原本は、印度本と伊勢本と何れの特徴を具へたもの  
であらうか、此の同一の原本から出た伊勢印度の兩本が、如何にし

て其の特徴を異にするに至つたかは、次に攻究すべき問題である。印度本と伊勢本との最著しい差異は、印度本に於て附錄とした日本諸國名を、伊勢本に於て本文中に收めた事である。通常、同じものが、一の本には附錄にあり、他の本には本文にある場合には、多くは、附錄にある方がもとの形であつて、本文に收めたのは後に移したのである。永祿二年本類の數字異體、錢數等、饅頭屋本の支干の名、草書本の十幹十二枝十二時など、皆、もとの本の附錄を本文に入れただのである。故に、日本諸國名も亦之に等しく、印度本の如く附錄としたのが原形で、伊勢本の如く本文中にあるのは後に移したものと考へる事が出来る。伊勢本の本文中なる日本諸國名には、州名を註してあるが、郡名は全く見えない。印度本に屬する諸本の附錄に存する日本國盡には種々のものがあつて、國名州名の外、郡名其の他を挙げたものもあるが(第一節三参照)、圖書寮零本、永祿二年本、同五年本、前田本など、比較的多く印度本原本の面目を存すると認められる諸本にあるものは、唯、國名と州名とのみであつて、印度本原本

に於けるものも亦がやうなものであつたと想はれるから、之を本文中に分ち收めれば、略、伊勢本のやうな形となるのである。併しながら、伊勢本に於ける日本諸國名の位置を見るに、何れの本に於ても大概天地門の最初にあつて、通常、後に増補した語が、門の最後、又は、語と語との間にあるのと合はないから、之を後に補入したものとするのも亦疑がないではない。

かくの如く、日本諸國名の所在に就いては、印度伊勢の兩本何れが原形を存するものであるか容易に決定し難いから、今姑く之を措き、此の兩本に於ける他の相違の點、即、イ部天地門最初の一語の差異に就いて考察するに、印度本は本文中に日本諸國名を收めないから、伊勢本の最初の語「伊勢」は、印度本の本文には無い。然るに、印度本の最初の語「印度」は、伊勢本の多くに於てもイ部天地門にあるのである。今、其の位置を明にせん爲、あらゆる伊勢本のイ部天地門の初の部分を列舉すれば、次の如くである。

〔天正二十年本〕伊勢、伊賀、伊豆、因幡、和泉、出雲、石見、伊豫、壹岐、印度。

一部(下略)

〔伊京集〕

伊勢、伊賀、伊豆、因幡、和泉、出雲、伊豫、石見、壹岐、印度。  
一部(下略)

〔天正十八年本〕

伊勢、伊賀、伊豆、因幡、和泉、出雲、石見、伊豫、壹岐、印度。

一部(下略)

〔慶長十二年本〕

伊勢、伊賀、伊豆、因幡、和泉、出雲、石見、伊豫、壹岐、印度。

一部(下略)

〔黒川本〕

伊勢、伊賀、伊豆、因幡、和泉、出雲、石見、伊豫、壹岐、印度。

(上巻は缺けて居る)

〔森氏本〕

伊勢、伊賀、伊豆、伊豫、和泉、石見、出雲、因幡、壹岐、嚴島、

乾、雷(下略。印度は無い)

〔温故堂本〕

伊勢、伊賀、伊豆、因幡、和泉、石見、伊豫、壹岐、印度、一部、

(下略)

〔増刊本〕

伊勢、伊賀、和泉、因幡、出雲、伊豆、石見、伊豫、壹岐、一部、

(中略)伊駒山印度、射庭(下略)

即、伊勢本に於ける「印度」の位置は、饅頭屋本と増刊本との兩本を除くの外、皆「伊勢」以下の日本諸國名の次に在るのである。『印度』がかやうな位置を占めるに至つた由來に就いては、二種の説が成立し得る。(一)は、伊勢本は印度本から出たものであつて、印度本の最初の語「印度」の前へ日本諸國名を加へたといふもの、(二)は、印度本は伊勢本から出たもので、伊勢本の最初にある日本諸國名を省き去つた爲、「印度」が最初に来るやうになつたといふものである。今、此等の説に就いて考ふるに、伊勢本の諸本の大部分に於ては、『印度』が日本諸國名の直下にあるのであるから、(一)の説の如く、伊勢本は印度本に日本諸國名を加へたものと解する事が出来るけれども、増刊本と饅頭屋本のみは左様に考へる事は出來ない。此の内、増刊本に於ては、『印度』は日本諸國名の直下には無いけれども後の方には存するのであるし、又、此の本は、天正十八年本類の一本に温故堂本に似た本を併せたものであるから、合成の際、もと諸國名の次に在つた『印度

を後の方に置いたものと解する事も出来るのであるが、饅頭屋本に至つては、印度といふ語は何處にも見えないのである。之を誤脱又は省略と見ればそれまであるが、此の本には、他の伊勢本及び印度本に必存し、且、増刊本、和漢通用集、枳園本、前田本、經亮本及び易林本類を除くの外、何れの本に於ても「印度」の直下に位する「一部」といふ語も亦無いのを以て想へば、此の本に「印度」の無いのは必しも誤脱又は省略ではなく、もとより無かつたのではあるまいかと思はれる。果して然らば、饅頭屋本は、印度本から出たと云ふ事は出来ないのであつて、(一)の説は伊勢本の大部分には通ずるけれども、全部には通ぜぬ事となるのである。故に、此の説は満足なものとは云ひ難い。然るに、(二)の説の如く、印度本は伊勢本から日本諸國名を除き去つたものと解すれば、印度本原本の根源となつた伊勢本の一本に於て、日本諸國名の次に「印度」といふ語があれば好いのであって、かやうな語の順序は、現存せる伊勢本の大部分に於て見る所であるから、さやうな伊勢本の一本があつた事は容易に推測する事

が出来る。印度本は、かやうな伊勢本に基づき、其の最初の「伊勢」以下の日本諸國名を除き去つた爲「印度」が最初に位するに至つたのであらう。さうして、印度本に於て日本諸國名を除き去つたのは、新に附錄として日本國盡を收めた爲、本文と重複するに至つたからであらう。斯く考へ来れば、此の説は前説に比して難點の少いものであつて、恐らく正鵠を得たものであらう。

以上は、唯、イ部天地門の最初の語并に日本諸國名に就いての研究であるが、之を推して考へれば、イ部以外の諸部に於ても亦さうであつて、伊勢本に存する日本諸國名は、印度本の附錄のを移し收めたものではなく、印度本も、其の根源は伊勢本から出たものであつて、附錄に日本國盡を加へた爲、本文中の諸國名を省き去つたものであらうと思はれる。此の推測は十分確實なる根據を缺くものであるけれども、印度本の諸本に通じて存する語は、伊勢本の諸本に通じて存する語よりも多く、又、附錄も、伊勢本は概して少いが、印度本は大概甚多くして多大の増加を施したものと見えるから、此等

の點から觀ても、伊勢本を以て印度本の原本とするのは、必しも不當の考ではあるまいと想ふのである。

前述の如く印度本原本は天正二十年本に一致する所甚多く、印度本原本の基づく所の本と、天正二十年の原本とは極めて類似したものと考へられるのであるが、今述べた如く、伊勢本に對して印度本の有する特異な點は、印度本に於て始めて生じたものであつて、印度本も、其の根源に溯れば、伊勢本と特徴を同じうするものとすれば、この兩本の間には病名門の存否の外、重要な點に於て趣を異にする所は無いのである。さうして、病名門は、伊勢本に於ては名こそ無いけれども、語は存するのであるから、其の有無は、さほど重大な相違では無い。されば、印度本の原本は、多分、伊勢本中の第二本から出て、天正二十年本の原本、及び天正十八年本類原本の出た所の本と並ぶべき一本に、處々新に門を加へ語を増し、多くの附錄を添へ、其の結果重複となつた日本諸國名を本文から除き去つたもので、註などは、概して、同系統に屬する他の諸本よりも一層根源に

伊勢本原本  
の門数

易林本と他  
類の諸本と  
の差異  
易林本の  
「ゐ」「お」「ゑ」  
の三部

近い状態を存するものであらう(かの印度本の原本に存する病名門は、伊勢本に於ても亦門と立てたか如何は明でない。若し、立てたとすれば、伊勢本の原本から出た第一第二第三の三異本は、何れも、第三節の最後に推定したよりも一門を増し、伊勢本の原本も、また此の門を加へて門數總て十三となるのである)。

## 二 「乾」本と他の兩本

乾本、即、易林本類の原本なる易林本は、他類の諸本と差異ある點が少くない。先、部數四十七であつて、「ゐ」「お」「ゑ」を「い」「を」「え」と分ち立てたのは、跋に「取定家卿假名遣分書伊爲越於江惠之六隔段」云々とする如く、易林が改訂を施した際、定家假名遣に依つて分つたもので、其のものとの本は、印度本及び伊勢本の原本と同じく、總て之を併せて、四十四部としてあつたものと認められる。次に、門は十四であつて、其の數は弘治二年本類の原本に等しいけれども、乾坤、官位、氣形、言辭など、門名の、他類の多くの諸本に一致しないものがあるのみ

易林本の名  
字神祇二門  
の由來

ならず、神祇名字など、他の何れの本にも類無きものを含んで居る。名字、即、姓氏は印度本に屬する堯空本、兩足院本、前田本及び經亮本などの人名門中にもあるけれども、易林本の名字門所收の語は之に一致するもの少く、一致するものも其の順序の同じくない所が多いから、易林本の名字門は、此等の諸本とは關係なく、別に新に加へたものであらう。神祇に關する語も、他類の本には、人名、食物、財寶、言語其の他の門に幾らか見えて居り、永祿二年本類の諸本には、附錄に、神祇と題して神祇に關する名目を集めたものを收めてあるが、易林本の神祇門所收の語は、此等と一致するもの多からずして、種々の新しい語を含んで居るから、此の門も、此の本に於て新に加へたものであらう。猶、人名門も、易林本にはテキュシエの五部にあるばかりであつて、而も、テ部には人名門があるのに、「鍊柵仙人」を人倫門中に收め、キ部には人名門中にも人倫に關する語を收め、ユ部には人名門あるにも拘らず、「遊行<sub>時宗上人</sub>」を人倫門に收め、又、エ部には人名門を最後に置いてある(エ部人名門には「惠慶法師」の一語を收

めたのみであるが此の語は「ゑ」を分つた時、定家假名遣から補入したものと思はれる。此等の事實に依つて觀れば、易林本の人名門も、他本又は他書から補入したものかと疑はれる。併しながら、假令人名門を後の添加としても、人名に屬する語は此の本に無いのではなく、其の人倫門中に存するのである。

易林本に存する諸門の中から、此の本に於ける新加と認められる神祇名字の二門を除き去れば、乾坤、時候、官位、人倫、人名、支體、氣形、草木、食服、數量、器財、言辭の十二門となつて、門數から見れば伊勢本の中なる饅頭屋本に最近く、唯、之よりも數量の一門が多いだけの差異である。併しながら、饅頭屋本は、門の名目も順序も易林本に一致せぬもの多く、且、衣服に關する語は財寶門中に收めてあるのに、易林本には之を食物に併せて食服の一門とし、又、人名の饅頭屋本に存するものは、唯、ト部人名門所收の一語のみであるのに、易林本に於ては、假令、人名門を後の添加と見ても、猶、人名に關する多くの語を人倫門中に收めてある。かくの如く、易林本と饅頭屋本との間に

は相違の點が多いから、其の間に親密な關係があるとは考へられない。

食服を一つの門と立てた事と、門の順序とに於て、饅頭屋本よりも易林本に近いのは増刊本である。増刊本は、天地、時節、人倫、人名、畜類、草木、食服、器財、支體、言語の十門に分れ、易林本の十二門に比して官名數量の二門が少いだけである。併しながら、門名も易林本と異なるもの多く、門の順序も、類似しては居るが、猶、支體が言語の上に来るなど、相違した所がある上、其の所收の語から見ても、易林本と密接な關係があるとは思はれない。

増刊本よりも一層易林本に近いのは、印度本に屬する和漢通用集である。此の本は門數十五であつて、易林本の十二門よりは三門だけ多く、門名も之と全く同一ものは甚少いけれども、海藻と色との二門を草木に併せ、衣服と食物との二門を合併して一門とすれば、門數及び門の立て方が、易林本の十二門と全く同じくなるのみならず、門の順序も亦極めて之に近いものとなるのである。

12		11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	天地
財寶		食物	衣服	海藻	草木	畜類	支體	人名	官名	人倫	時節	2	時候
13	12	11		9		8		7	6	5	3	4	人倫
器財	名字	神祇		食服		草木		氣形	支體	人名	官位	1	乾坤

## 13 色 (8 草木へ)

14 數量 10 數量

15 言語 14 言辭

數字は其の本に於ける門の順序を示したのである。

□を附けた門は其の本に於て新に加へたものである。

猶、易林本食服門に於ける語の順序も、通常、衣服に關するものは先にあり、食物に關するものは後にある。和漢通用集の如き順序にあつた衣服食物の二門を合併したものである事を示して居る。但、易林本、人倫門中に存する、人名に關する語は、多くは人倫に關する語よりも前に位し、其の根源となつた本に於ては、天地、時節、官名、名人倫の順序となつて居たものと思はれるけれども、かやうな本は、現存の諸本中には一も無いのである。併しながら、左様な本もあり、和漢通用集の如く人倫官名人名とあつた本から出たもので、其の人倫門を人名門の下へ移したものであらう(易林本には、又別に人名門があつて、人倫門の下に位して居るけれども、此の門は上

差支あるまい。色、即、光彩に關する語が、易林本に於て、草木門中にあ  
るのは、和漢通用集の順序と合はないけれども、此の門は、和漢通用  
集には、「み」部にのみ存するものであつて、ミ部光彩門は、他の弘治二  
年本類に於ては、草木門の次に位し、永祿二年本類に於ては、其の語  
が草木門中に收められて居るのであるから、和漢通用集に近い一  
異本に、光彩門を草木門の次に置いたものがあつて、易林本は之に  
據つたのであらう。又、數量門の位置も兩本一致しないが、兩本の數  
量門を比較して見れば、其の存する部が一致しないもの多く、適一致する所があつても、其の語の一一致するものは甚少い。さうして、和  
漢通用集の數量門所收の語は、易林本では、多くは他の門中に存す  
る（殊に、和漢通用集以外の諸本にも必存するイ部ヒ部數量門所  
收の語の如きも、易林本では言語門財寶門に收めてある）、易林本の  
數量門に存する語は、和漢通用集のみならず他の諸本にも見えな  
いものが多々い。されば、易林本の數量門の多くは、恐らく此の本に於

て新に加へたものであつて、他の新加の兩門、即、神祇名字の兩門と並べて、食服門と器財門との間に插んだのであらう。其の順序の和漢通用集と一致しないのは、恐らく此の故であらう。

以上述ぶる所に依つて、前掲の易林本と和漢通用集との門名比較表に訂正を加へ、且、其の順序を改め、易林本に於ける門の順序に従つて排列すれば左の如くである。

		易林本	和漢通用集
1	乾坤	1	天地
2	時候	2	時節
3	官位	4	官名
4	人倫	5	人名
5	人名	3	人倫
6	支體	6	支體
7	氣形	7	畜類

かくの如く、門立て並に門の順序から見れば、易林本の根源となつ

下段の門の順序が和漢通用集の門の順序(数字で示したもの)と一致しない所は、即、易林本の根源となつた本と、和漢通用集との差異ある所である。

8	草木	8	草木
9	海藻	9	海藻
10	衣服	10	衣服
11	食物	11	食物
12	神祇	12	財寶
13	數量	13	數量
14	名字	14	言辭
15	器財	15	言語

ら見た易林  
本と和漢通  
用集との關  
係  
所收の語の  
比較

た所の本は、和漢通用集に甚類似したものであつて、易林本は、其の門を或は併せ或は加へたものと考へられる。

次に所收の語に就いて見るに、易林本の語數は必しも少いのではないけれども、他の何れの本にも見えない語が多くあつて、他本と一致する語は比較的少い。殊に、他の多くの本に一様に存する語であつて、此の本に見えないものも往々ある。さうであるから、印度本中では語數の甚少い和漢通用集の如きも、其の所收の語の易林本に見えないものが少くない。諸本中、其の所收の語の易林本と一致しないものが最少いのは、天正二十年本であつて、易林本と一致するものが最多いのは、温故堂本である。しかしながら、多いと云ひ少いといふのも他本と比較しての事であつて、此の兩本と易林本との間には、猶差異が少くないのである。且、此の兩本と易林本との類似は、唯所收の語のみに止まり、他の點に於ては一致しない所が多いのであるから、兩者の間に親密な關係があるとは考へられない。易林本の附錄は、其の數あまり多くない。其の中、名乘集は他本のに

一致しない特異なものであり(第一節三の(ハ)参照)、分毫字様及び證疑は玉篇から採つたもの(第一節三の(ホ)参照)、五山の條は尺素往來を採つて稍委しくしたもので、何れも他本と等しくない。多分、後に加へたものであらう。此等の外にも、猶新に加へたものがあらうから、易林本の基づく所の本にあつた附錄は、和漢通用集や、伊勢本の諸本の如く、少いものであつたであらう。さうして、其の附錄中なる日本國盡の條は、和漢通用集の如きものに増補を加へたものであるべき事、既に述べた如くである(第一節三の(ニ)参照)。是亦、易林本と和漢通用集との關係を示すものである。

易林本の註

易林本の註は概して少く、且、簡単なものが多いた追物に「近衛院御宇始」と註したなど、他本に類なきものもあるが、やはり、印度本原本に存する如き委しいものを略したのであらう。

要するに、易林本は、多くの點に於て和漢通用集と其の特徴を同じうし、これに近い本から出たものと見る事が出来るけれども、唯、所收の語に於ては、和漢通用集よりも、寧天正二十年本や溫故堂本に

易林本と和  
漢通用集と  
の關係

近いのである。併しながら、和漢通用集も、其の根源に溯れば、天正二十年本などに近かつた事があるのであつて、和漢通用集の根源なる印度本原本の出た所の本の如きは、其の所收の語の易林本に見えないものは、極めて少かつたであらう。然らば、易林本は、かやうな本から出たものかといふに、必しもさうでない。前述の如く、易林本が特に和漢通用集に類似した點は、主として、其の門の順序にあるのであるが、和漢通用集の如き門の順序は、同じ弘治二年本類の諸本のみならず、印度本に於ても他に例を見ないのであるから、多分、和漢通用集若しくは之と同系統の本に於て、始めて生じたもので、印度本原本は勿論、弘治二年本類原本に於ても、まだ無かつたのであらう。果して然らば、和漢通用集から、其の根源に溯つて、弘治二年本類の原本以上に到れば、其の門の順序は易林本と一致しなくなるのである。故に、易林本が和漢通用集に似た本から出たものとすれば、其の本は、やはり弘治二年本類に屬するものであつて、弘治二年本類の原本から出たものでなければならぬのである。然るに、

弘治二年本類原本に於ては、所收の語は、和漢通用集と大差なく、此の本にあつて易林本に無い語も少くなかつたと認められる。依つて思ふに、易林本は、弘治二年本類の一本に基づいて作つたものであるけれども、易林本、若しくは、其の基とした所の本に於て、語を省略した爲、弘治二年本類原本にあつたと認められる語で、此の本に見えないものも出来たのであらう。

かくの如く、易林本は、和漢通用集に近い弘治二年本類の一本から出たものと考へられるのであるが、易林本は乾本に屬するもの、弘治二年本類は印度本に屬するものであつて、兩者の間には、猶、一般に乾本と印度本との間に存する差異があるのである。故に、これより進んで、乾本と印度本並に伊勢本との間に存する相違は如何にして生じたものであるかを考察しよう。

乾本と印度伊勢兩本との差異の中、部と門とに關するものは既に述べたから、殘る所は、イ部天地門最初の語と日本諸國名の所在とに關するものののみである。

乾本に於ける日本諸國名の位置  
乾本に於ける「印度」の位置  
乾本と印度本との關係

乾本は、日本諸國名を本文中に收めずして附錄に置いてある。此の點に於て印度本と一致するが、印度本の特徴たる「印度」といふ語はイ部には見えない。併しながら、此の語は乾本の中に無いのではなく、其の牛部乾坤門中に存するのである。乾本、即、易林本類の牛部は、易林がイ部から分つて新に立てたものであるから、其の基づく所の本には、「印度」はイ部乾坤門に在つたのであらう。其の時の「印度」の位置は、今、明にし難いけれども、多分、印度本に見る如く、其の門の最初に在つたものと推測せられる（多くの伊勢本に於ても、「伊勢」以下の國名を除けば、「印度」は天地門の最初にある）。果して然らば、乾本の基づく所の本は、印度本の特徴を具備したものであつて、即、印度本の一種といふべきである。かやうな印度本から、如何にして乾本が出来たかといふに、もとの本には、多分「印度」の次に「乾」といふ語があつたのを、最初の「印度」を牛部に移した結果、「乾」が最初に来るやうになつたのであらう。然らば、右の如く、「印度」の次に「乾」のある本が實際あるかといふに、我々の目に觸れた本には一も無いけれども、未見

ある。弘治二年本、永祿十一年本、永祿二年本及び永祿五年本が即ちであつて、此等の諸本に於ては、イ部天地門の初は「印度、一部、乾」の順序となつて居る。今、此の「印度」を牛部に移せば、「一部」がイ部の最初に來るのであるが、乾本には「一部」といふ語は全く見えない。これは、もとより無かつたか、又は省き去つたか、或は誤つて脱したか、今明でないけれども、「一部」が無ければ、自ら「乾」が最初に來る事となるのである。想ふに、乾本は、斯の如き印度本から出たものであつて、斯の如き徑路によつて「乾」が其のイ部乾坤門の最初に來るに至つたのであらう。

併しながら、此の事に就いては、猶、異説が無いでもない。其は、伊勢本の一種を以て乾本の基づく所のものとする説である。前述の如く、乾本には「一部」といふ語が無いのであるが、此の點に於て、乾本は、現存のあらゆる印度本及び殆すべての伊勢本と一致せずして、唯饅頭屋本のみに一致する。さうして、饅頭屋本のイ部天地門には、啻に

「一部」が無いのみならず、印度も亦無いのであるから、乾本も亦之に同じく、其のものとの本には「印度」が無かつたのであつて、易林本にあるのは後に補つたものと考へる事が出来る。饅頭屋本のイ部の初は「伊勢、伊賀、伊豆、伊豫、和泉、石見、出雲、因幡、壹岐、嚴島、乾、電、雷、池」の順序になつて居るから、最初の日本諸國名と「嚴島」とを除けば「乾」が最初に來る事となるのである。乾本は、印度本と同じく日本國盡を附錄として居るから、諸國名を本文から省き去つた事は印度本の場合と同様に考へ得べく、「嚴島」は乾本にも存するけれども、イ部天地門に於ける名所の名は「嚴島」の一語の外、兩本一致するものが無いから、此の語は、兩本とも、其の原本には無くして、別々に増補したものと考へる事が出来る。さすれば、乾本のイ部乾坤門が「乾」で始まるのは、「嚴島」を増補せぬ以前の饅頭屋本の如き本に基づき、其の本文から日本諸國名を除き去つた爲であつて、従つて乾本は、印度本から出たのでなく、直に伊勢本から出たのであるまいかとも考へられる。併しながら、是は、唯、イ部乾坤門最初の一語だけに依つての推

測であつて、其の内容組織は至つては易林本の饅頭屋本に類似する點は、門數に於て稍近い所があり、他本に存する語で此の兩本にのみ無いものが、間々見えるだけであつて、其の間に特に親密な關係があるとは思はれないから、此の説は、前説を覆すほど有力なものとは認められない。

かくの如く、乾本の根源となつた所の本が、印度本の特徴を具へて居たとすれば、前に、易林本は弘治二年本類に屬する一本から出たと推測したのは、一層確實になるのである。想ふに、乾本の原本なる易林本は、和漢通用集に類似した弘治二年本類の一本から出たものであつて、其の「い」「を」「え」の三部の中から新に「ゐ」「お」「ゑ」の三部を立て、其の人名、光彩、數量の諸門を他の門に併せて、衣服食物の二門を併せて、新に食服門を立て、神祇名字の二門、及び、多分、數量人名の二門をも、新に添へ、所收の語に取捨を加へて、多くの語を補ひ、誤字を訂し、附錄をも増加して大に面目を改めたものであらう。

今、本章第二節以下に於ける研究の結果を綜合して、印度、伊勢、乾の

三本並に各類の間の系統的關係を表に示せば略次の如くなるで  
あらう。

古本節用集  
諸本系統表

第一本—伊<sup>(五)</sup>京集

一本—印度本原本

一本—永<sup>(三)</sup>祿二年本類

弘治二年本類—乾<sup>(七)</sup>本易林本類

松園本

伊勢本原本—第二本—一本—天正十八年本類

増刊本

天正二十年本原本

温故堂本

第三本—漫<sup>(七)</sup>頭屋本

天正<sup>(四)</sup>二十年本

書名の傍にある數字は類の名である。又何類といふのは、其の類の  
原本と、それから出た同類の諸本との總稱である。

## 第六節 節用集の原本

古本節用集の諸本、殊に異類の諸本の系統に關する以上の研究は、事實の調査に於て未だ不十分な點があつて、其の結果は猶疑を容れる餘地が無いでもない。且、我々が見る事を得た諸本は、多分、現存する諸本の一部分に過ぎないのであらうから、今後、未見の本が出て、此の研究の結果を根底から覆す事が無いとも限らない。併しながら、若し幸にして我々の推定に甚しい誤が無いとしたならば、乾本は印度本から出たもの、印度本は伊勢本から出たものであるから、伊勢本の原本は、あらゆる節用集の原本である（乾本が印度本を経ずして直に伊勢本から出たとしても、伊勢本の原本が諸本の根源である事は同様である）。伊勢本の原本の體裁は、既に第三節の終に述べたけれども、印度、乾兩本の根源となつた本が新に伊勢本に加はる事となつたから、更に、此等兩本に屬する諸本をも加へて、あらゆる古本節用集の諸本によつて、伊勢本の原本、即、節用集原本の状態を推測するに、部は「ゐ」「お」「ゑ」の三部を「い」「を」「え」に併せて總て四十四部とし、門は、天地、時節、草木、人倫、支體、官名、畜類、財寶、衣服、食物、

數量、言語の十二門(或は、之に病名門を加へた十三門)を有して居たものと思はれる。附錄は、諸本何れにも存するのは京師九陌名と一千と十二支(一千十二支は本文中に収めた本もある)のみであるから、恐らく此の三つのみであつて、京師九陌名は、多くの本に於ける如く、附錄の最初、本文の次に在つたものと思はれる。日本諸國名は、多分附錄には無く、本文の中にあつたのであらう。所收の語は、諸本何れにも通じて存するものは比較的少いから、多分、原本には其の數少く(人名の如きは、殆全く缺いて居たであらう)、従つて、卷數も唯一卷のみと推測せられる。イ部天地門は「伊勢」で始まり、語の註は多分委しい方であらう(第四章第二節参照)。

以上は、現に見る事を得た諸本に依つて推測したのであるが、未見の古い諸本を、この節用集の原本と比較して見るに、明應五年本は、原本に人名光彩の二門を加へ、衣服食物を併せて食服の一門とし、且附錄を増したもので、天正二十年本に近いものらしく、文明六年本は、門數總て十六であつて、原本よりも、家屋、神祇、人名、光彩の四門

だけ多く門名も衣服を絹布言語を態藝としたなど、他本に類を見ないものがあり、附錄も大に増して居り、本文が五百六十九葉もあるといふから語數も大に加はつたものと推測せられる。さうして、其の門名が殆皆下學集と一致するから想へば、下學集に依つて増補したものであらう。新增色葉節用集は、色葉字類聚と節用集とを併せたもので、其の九門に分つたのは、兩書の何れに據つたものか明でないけれども、色葉字類聚を、黒河春村が若しやと疑つた如く伊呂波字類抄であるとすれば（碩鼠漫筆卷之六、伊呂波字類鈔の條、百二十四頁）、其の門數二十に餘り、又、之を、我々が臆測する如く、足利時代に多くあつた色葉集の類のものであるとすれば、全く門を立てないものであつて、何れにしても此の本と一致しないから、此の本の門立ては節用集に據つたものと思はれる。さうして、此の書が九門に分れて居る事から觀れば、其の節用集は、多分天正十八年本類に近いものであつて、此の書は、之に多くの語と附錄とを加へたものであらう。慶長十五年草書本と小山版慶長十五年本とは、其の

解題の條に述べた如く、何れも易林本から出たものと思はれる。此等の諸本は、未だ實見を経ないものであるから、謬が無いとは云ひ難いけれども、他書に存する解説に依つて推斷すれば、何れも前に推定した節用集原本から出たものと解する事が出来る。さうして、此等の諸本は、乾本らしく思はれる慶長十五年の兩本を除けば、何れも、附錄に日本諸國名が無いのであつて、此の點は印度本にも乾本にも同じからずして、唯伊勢本にのみ一致するから、此等も亦伊勢本の特徴を具へたものではあるまいかと思はれる。若し、果して此等の古い異本が、皆伊勢本に屬するものであるならば、節用集の原本を伊勢本に歸する我々の説は一證を加へたものと見る事が出来るのである。